

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年5月29日提出
【計算期間】	第5期(自 2019年9月8日至 2020年3月7日)
【ファンド名】	N E X T F U N D S 国内債券・N O M U R A - B P I 総合連動型上場投 信
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O 兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、「NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）」（「対象指数」といいます。）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指します。

NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）とは

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

ファンドの受益権は、金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

■ 信託金の限度額 ■

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MRF	
追加型	内 外	不動産投信		特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (NOMURA- BPI総合)
資産複合 (債券 一般、その他資産(投資信託証券(債券 一般)) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は

以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

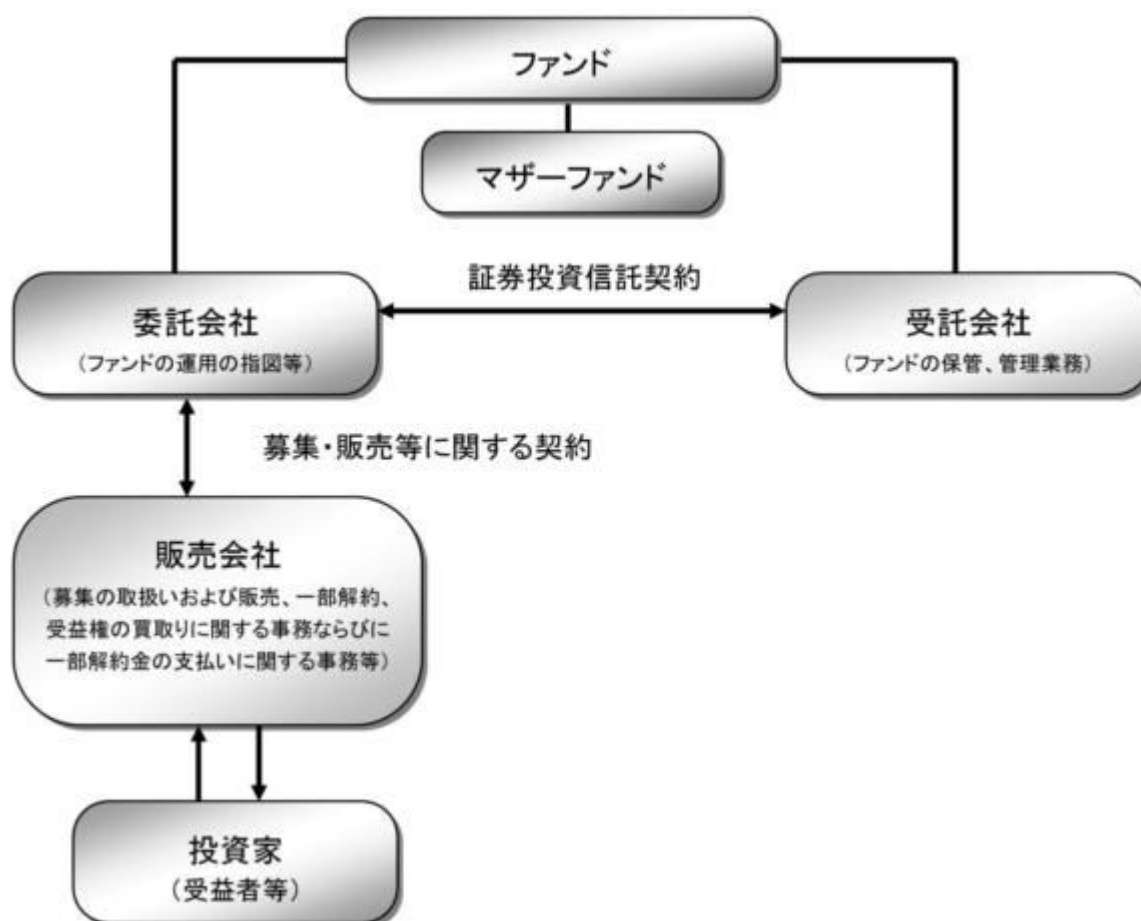
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2017年12月7日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

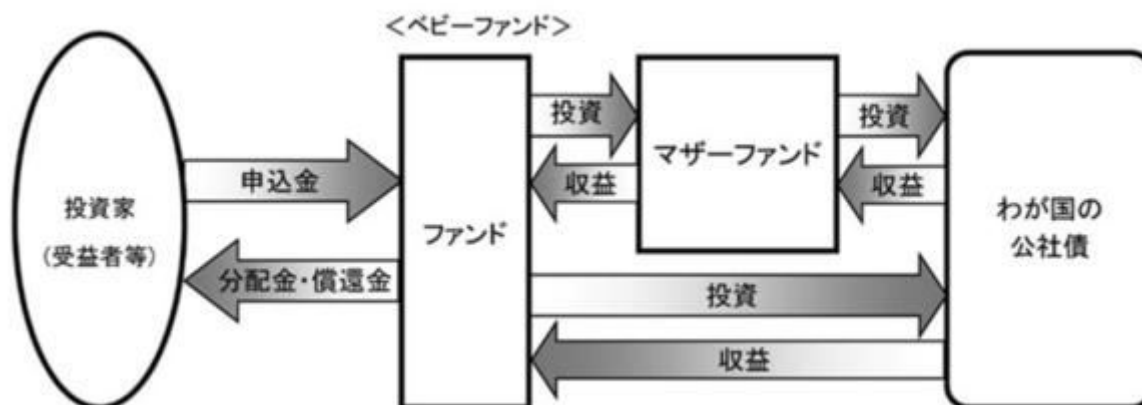
2017年12月11日 受益権を東京証券取引所へ上場

（３）【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



ファンド	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信
マザーファンド (親投資信託)	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

■ 委託会社の概況(2020年4月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または金利等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ 指数の著作権等について ■

NOMURA-BPI総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて運用される当ETFの運用成果等に関して一切責任を負いません。

（２）【投資対象】

マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用することができます。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限 および 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 二．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ５．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま
す。）の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当
該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得
ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第
8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

8．コマーシャル・ペーパー

9．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも
の

10．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを
いいます。）

11．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定
めるものをいいます。）

12．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

13．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいま
す。）

14．外国法人が発行する譲渡性預金証書

15．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第13号の有価証券に表示されるべき
権利の性質を有するもの

16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第7号の証券また
は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券ならびに第9号および
第13号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい
い、第10号および第11号の証券ならびに第13号の証券または証書のうち第10号および第11号の証券の
性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商
品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま
す。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第
14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1．先物取引等

2．スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

（国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

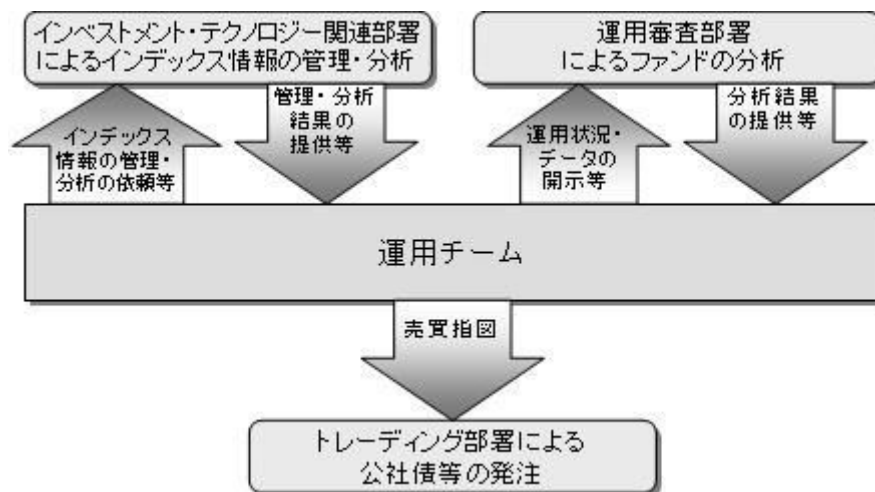
スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

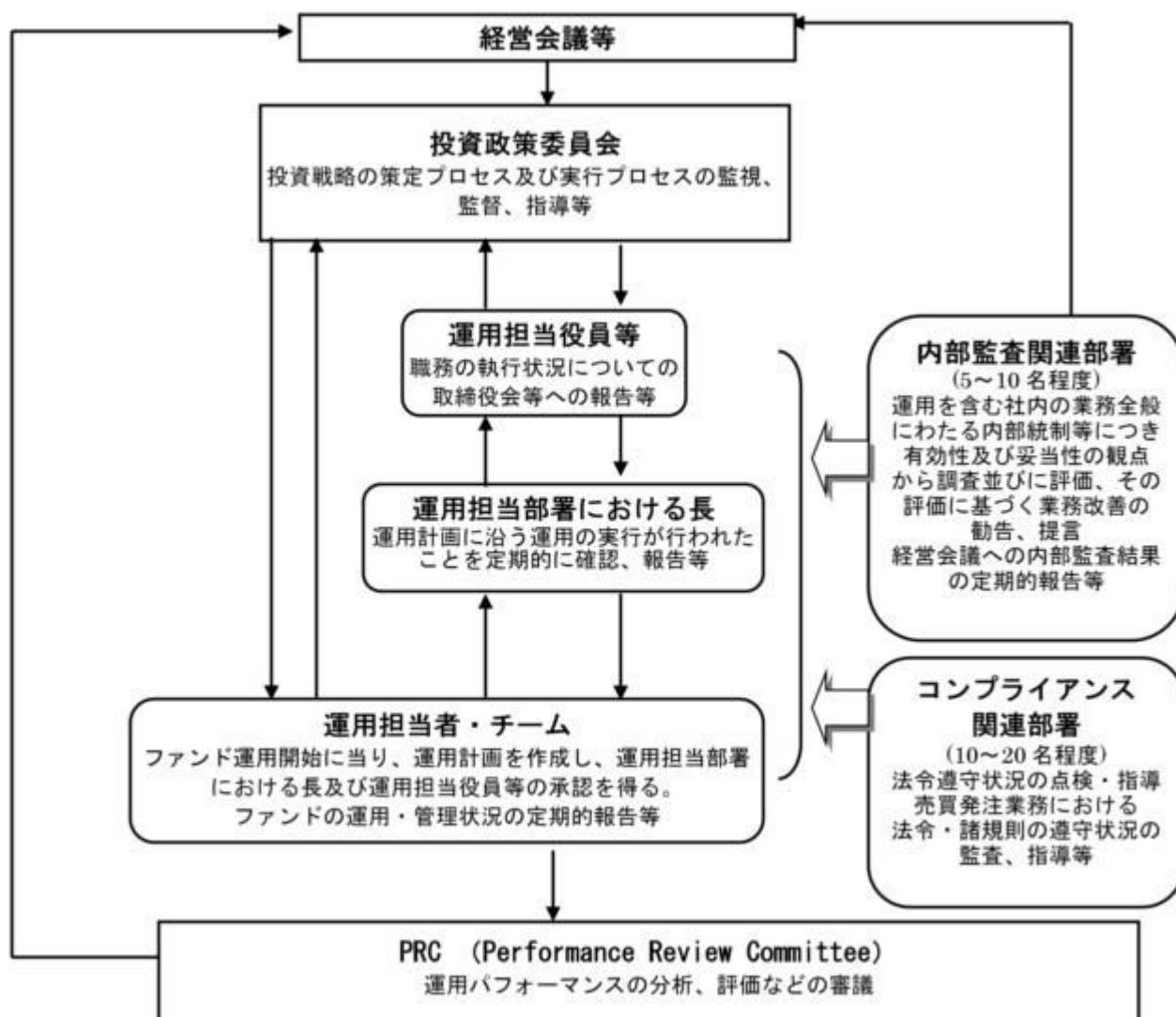


運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

信託財産から生ずる配当等収益 から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

「配当等収益」には、受取利息およびその他の収益金を含みます。

売買益が生じて、分配は行ないません。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限（信託約款）

- ・ 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 外貨建資産への投資は行ないません。
- ・ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式の範囲(信託約款)

- （ ）委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- （ ）上記（ ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図(信託約款)

- （ ）委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- （ ）委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(信託約款)

- （ ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。

す。）を行なうことの指図をすることができます。

- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ()上記()各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

ファンドにおける個別銘柄の組入比率と同指数構成銘柄の構成比率に差異があること

ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買価格と対象指数における評価価格に価格差が生じる場合があること

追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に個別銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること

ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること

利用する先物取引は同指数を対象とする先物取引とは異なること

信託報酬等のコスト負担があること

* 対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

* 上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

ファンドは、当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

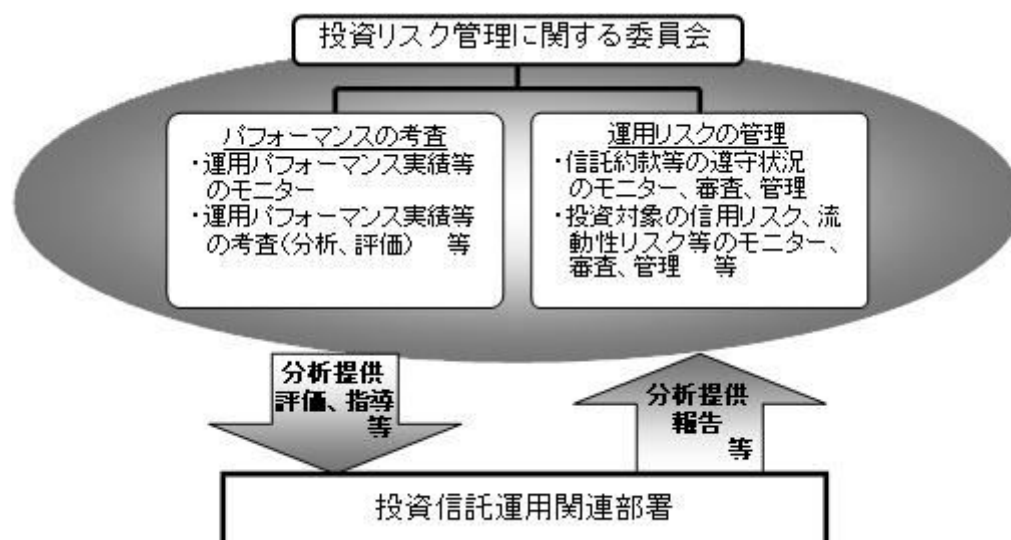
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

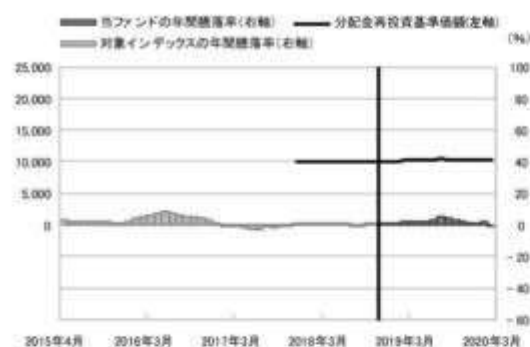


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

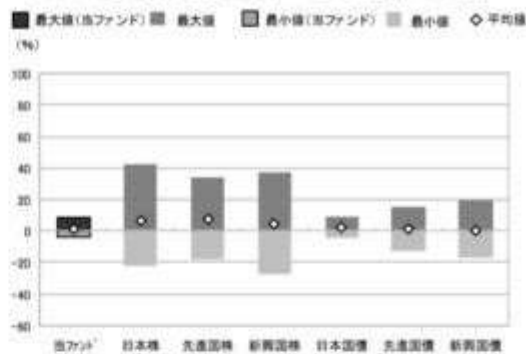
(2015年4月末～2020年3月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



2015年4月 2016年3月 2017年3月 2018年3月 2019年3月 2020年3月

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	8.2	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値(%)	△3.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値(%)	1.8	6.8	8.0	4.2	2.0	1.2	0.6

- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(100口あたり)を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※年間騰落率は、2015年4月から2020年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2018年11月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2015年4月から2020年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースIFIED(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有されています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースIFIED(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースIFIED(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下「JPM」)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを反映するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, N.A. JPSC, JP Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売基準価額（取得申込日の基準価額に100.02%以内（2020年5月29日現在100.02%）の率を乗じて得た価額）に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.132%（税抜年0.12%）以内で委託会社が定める率（2020年5月29日現在年0.077%（税抜年0.07%））（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、信託報酬率およびその配分については、每期、計算期間開始日の前月の最終営業日における新発10年国債の利回り水準^{*}に応じて以下の通り（税抜）とします。

^{*} 日本相互証券株式会社が発表する、最も直近に発行されたわが国の10年固定利付国債の流通価格の終値を単利計算で算出した値

新発10年国債の利回りが1.0%未満の場合、年0.077%（税抜年0.07%）の率を乗じて得た額とします。

< 委託会社 >	< 受託会社 >
年0.05%	年0.02%

新発10年国債の利回りが1.0%以上の場合、年0.132%（税抜年0.12%）の率を乗じて得た額とします。

< 委託会社 >	< 受託会社 >
年0.10%	年0.02%

2. 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%（税抜40%）以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の役務の内容

＜委託会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者の負担となり、委託者が受領する信託報酬中から支払います。

＜商標使用料＞

2020年5月29日現在、対象指数に係る商標使用料は以下の通りです。

純資産総額に対し、年0.011%（税抜年0.01%）の率を乗じて得た額とします。

＜上場に係る費用＞

2020年5月29日現在、受益権の上場に係る費用は以下の通りです。

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

販売基準価額は、取得申込日の基準価額に100.02%以内（2020年5月29日現在100.02%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.02%以内（2020年5月29日現在0.02%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.02%以内（2020年5月29日現在0.02%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

● 収益分配金の受取時

分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

● 受益権の売却時、換金（解約）時および償還時

売却時、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

売却時、換金（解約）時および償還時の価額から取得費（買付・申込手数料（税込）を含む）及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

● 収益分配金の受取時

分配金については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

● 受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2020年3月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI 総合連動型上場投信

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,485,282,467	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	147,875	0.00
合計（純資産総額）		1,485,430,342	100.00

(参考) 国内債券NOMURA - BPI 総合 マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	527,323,313,010	77.62
地方債証券	日本	47,906,508,421	7.05
特殊債券	日本	61,781,836,848	9.09
社債券	日本	29,411,446,150	4.32
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	12,892,662,498	1.89
合計（純資産総額）		679,315,766,927	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI 総合連動型上場投信

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	--------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド	1,113,405,148	1.3497	1,502,762,929	1.3340	1,485,282,467	99.99
---	----	---------------	----------------------------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

（参考）国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 0回	7,500,000,000	100.83	7,562,325,000	100.40	7,530,375,000	0.1	2021/12/20	1.10
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 9回	7,000,000,000	100.75	7,052,810,000	100.34	7,024,220,000	0.1	2021/9/20	1.03
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 34回	6,600,000,000	104.14	6,873,240,000	103.07	6,802,950,000	0.6	2024/6/20	1.00
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 3回	6,200,000,000	101.25	6,277,820,000	100.62	6,238,440,000	0.1	2022/9/20	0.91
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 41回	6,000,000,000	103.74	6,224,664,000	102.47	6,148,680,000	0.3	2025/12/20	0.90
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 8回	5,900,000,000	101.43	5,984,760,000	100.82	5,948,498,000	0.1	2023/12/20	0.87
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 50回	5,850,000,000	102.05	5,970,386,000	101.64	5,946,349,500	0.1	2028/3/20	0.87
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 44回	5,800,000,000	102.19	5,927,485,000	101.50	5,887,058,000	0.1	2026/9/20	0.86
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 51回	5,600,000,000	102.65	5,748,400,000	101.57	5,688,088,000	0.1	2028/6/20	0.83
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 32回	5,400,000,000	103.78	5,604,390,000	102.69	5,545,260,000	0.6	2023/12/20	0.81
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 43回	5,400,000,000	102.36	5,527,440,000	101.41	5,476,140,000	0.1	2026/6/20	0.80
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 29回	5,300,000,000	104.23	5,524,190,000	103.00	5,459,318,000	0.8	2023/6/20	0.80
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 35回	5,200,000,000	103.95	5,405,912,000	102.83	5,347,316,000	0.5	2024/9/20	0.78
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 53回	5,100,000,000	102.88	5,246,880,000	101.40	5,171,502,000	0.1	2028/12/20	0.76
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 55回	5,100,000,000	102.70	5,238,116,000	101.15	5,158,905,000	0.1	2029/6/20	0.75
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 28回	5,000,000,000	103.17	5,158,800,000	102.20	5,110,200,000	0.6	2023/3/20	0.75

17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 4 5 回	5,000,000,000	102.27	5,113,500,000	101.59	5,079,650,000	0.1	2026/12/20	0.74
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 4 6 回	4,900,000,000	102.26	5,010,740,000	101.68	4,982,712,000	0.1	2027/3/20	0.73
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2 0 年) 第 1 4 7 回	4,200,000,000	122.12	5,129,262,000	118.53	4,978,554,000	1.6	2033/12/20	0.73
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 5 2 回	4,800,000,000	101.99	4,895,793,000	101.49	4,871,568,000	0.1	2028/9/20	0.71
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5 年) 第 1 3 1 回	4,800,000,000	100.84	4,840,488,000	100.47	4,822,704,000	0.1	2022/3/20	0.70
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 4 8 回	4,600,000,000	102.56	4,717,760,000	101.81	4,683,352,000	0.1	2027/9/20	0.68
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 2 5 回	4,400,000,000	103.45	4,552,064,000	102.34	4,503,092,000	0.8	2022/9/20	0.66
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 5 6 回	4,400,000,000	101.89	4,483,565,000	100.99	4,443,736,000	0.1	2029/9/20	0.65
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5 年) 第 1 3 9 回	4,400,000,000	102.04	4,489,936,000	100.87	4,438,544,000	0.1	2024/3/20	0.65
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 5 4 回	4,350,000,000	102.81	4,472,274,000	101.25	4,404,766,500	0.1	2029/3/20	0.64
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 4 0 回	4,200,000,000	103.93	4,365,102,000	102.92	4,322,640,000	0.4	2025/9/20	0.63
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 3 3 回	4,200,000,000	103.95	4,366,278,000	102.86	4,320,498,000	0.6	2024/3/20	0.63
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (1 0 年) 第 3 4 9 回	4,000,000,000	102.16	4,086,400,000	101.75	4,070,160,000	0.1	2027/12/20	0.59
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5 年) 第 1 4 1 回	4,000,000,000	101.35	4,054,160,000	100.98	4,039,520,000	0.1	2024/9/20	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	77.62
地方債証券	7.05
特殊債券	9.09
社債券	4.32
合 計	98.10

【投資不動産物件】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - B P I 総合連動型上場投信

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI 総合連動型上場投信

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA - BPI 総合 マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI 総合連動型上場投信

2020年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間	(2018年 3月 7日)	159	159	998.5600	998.5600	1,001
第2計算期間	(2018年 9月 7日)	218	218	991.8500	993.9500	994
第3計算期間	(2019年 3月 7日)	643	644	1,005.0600	1,007.3600	1,008
第4計算期間	(2019年 9月 7日)	1,111	1,115	1,028.9400	1,032.4400	1,031
第5計算期間	(2020年 3月 7日)	1,201	1,205	1,018.4400	1,021.8400	1,020
	2019年 3月末日	739	—	1,012.9900	—	1,015
	4月末日	838	—	1,009.7600	—	1,010
	5月末日	955	—	1,016.0500	—	1,017
	6月末日	1,022	—	1,022.1300	—	1,021
	7月末日	1,064	—	1,023.1800	—	1,023
	8月末日	1,119	—	1,036.8400	—	1,038
	9月末日	1,124	—	1,022.3800	—	1,025
	10月末日	1,140	—	1,018.3000	—	1,016
	11月末日	1,106	—	1,014.7600	—	1,014
	12月末日	1,153	—	1,011.6700	—	1,014
	2020年 1月末日	1,188	—	1,015.8100	—	1,017
	2月末日	1,207	—	1,023.6100	—	1,021
	3月末日	1,485	—	1,003.6700	—	1,006

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

【分配の推移】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - B P I 総合連動型上場投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	0.0000円
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	2.1000円
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	2.3000円
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	3.5000円
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	3.4000円

【収益率の推移】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - B P I 総合連動型上場投信

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	0.1%
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	0.5%
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	1.6%
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	2.7%
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	0.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - B P I 総合連動型上場投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	160,000	—	160,000
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	60,000	—	220,000
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	450,000	30,000	640,000
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	440,000	—	1,080,000
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	160,000	60,000	1,180,000

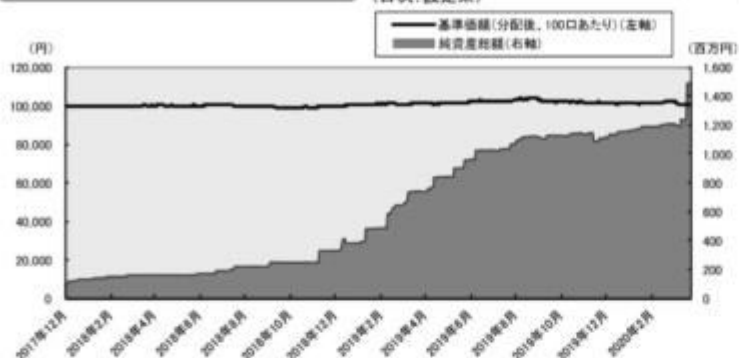
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

運用実績 (2020年3月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



分配の推移

(100口あたり、課税前)

2020年3月	340 円
2019年9月	350 円
2019年3月	230 円
2018年9月	210 円
2018年3月	0 円
設定来累計	1,130 円

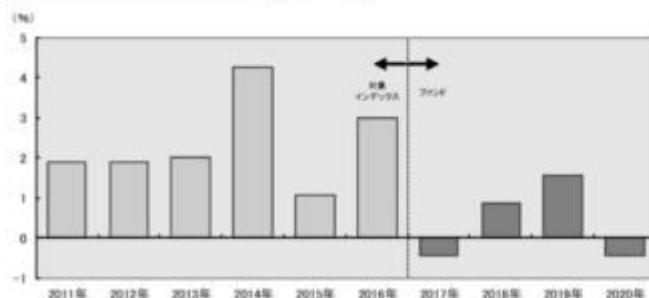
主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫債券 利付(5年)第130回	国債証券	1.1
2	国庫債券 利付(5年)第129回	国債証券	1.0
3	国庫債券 利付(10年)第334回	国債証券	1.0
4	国庫債券 利付(5年)第133回	国債証券	0.9
5	国庫債券 利付(10年)第341回	国債証券	0.9
6	国庫債券 利付(5年)第138回	国債証券	0.9
7	国庫債券 利付(10年)第350回	国債証券	0.9
8	国庫債券 利付(10年)第344回	国債証券	0.9
9	国庫債券 利付(10年)第351回	国債証券	0.8
10	国庫債券 利付(10年)第332回	国債証券	0.8

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2011年から2016年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2017年は設定日(2017年12月7日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、取得申込日の正午までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第2号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日が、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）
2. 前号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は1万口以上1万口単位とします。

受益権の販売価額は、販売基準価額とします。

取得申込日において、当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が当該申込みを受付ける前の残存口数を超えることとなる場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

(a)信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日の正午までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

1万口以上1万口単位

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第2号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

- 1.解約申込日当日が、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）
- 2.前号のほか、委託者が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

委託者は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

換金価額は、換金のお申込み日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(b)受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相

当する有価証券との交換を請求することはできません。

(c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

< 追加信託金 >

() 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.02%以内の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

() 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

< 受益権と一部解約金の計理処理 >

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2017年12月7日設定)。

(4) 【計算期間】

毎年3月8日から9月7日までおよび9月8日から翌年3月7日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

() 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

() 委託者は、当初設定日より3年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

(b) 信託期間の終了

() 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(c)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了()」または「(c)信託約款の変更等()」に規定する書面に付記します。

(f)金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとなります。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとしします。

(g)信託財産の登記等および記載等の留保等

()信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

()上記()ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。

()信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

()動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h)有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(i)再投資の指図

委託者は、親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j)受託者による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者が

これを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k)委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(l)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

() 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

() 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(m)受益権の分割、信託日時異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n)信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(p)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

■収益分配金の支払い■

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会

員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

（ ）受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

（ ）会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記（ ）の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

（ ）会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記（ ）の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

（ b ）受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い ■

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記の会員等から支払います。

受託者は、信託終了による償還金について支払開始日から10年を経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に償還金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2019年9月8日から2020年3月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI総合連動型上場投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第4期 (2019年 9月 7日現在)	第5期 (2020年 3月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	524,074	682,817
親投資信託受益証券	1,111,034,930	1,201,405,218
未収入金	3,896,872	4,257,200
流動資産合計	1,115,455,876	1,206,345,235
資産合計	1,115,455,876	1,206,345,235
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,780,000	4,012,000
未払受託者報酬	100,863	125,071
未払委託者報酬	252,087	312,633
その他未払費用	71,656	138,107
流動負債合計	4,204,606	4,587,811
負債合計	4,204,606	4,587,811
純資産の部		
元本等		
元本	1,080,000,000	1,180,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	31,251,270	21,757,424
(分配準備積立金)	18,908	44,488
元本等合計	1,111,251,270	1,201,757,424
純資産合計	1,111,251,270	1,201,757,424
負債純資産合計	1,115,455,876	1,206,345,235

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 2019年 3月 8日 至 2019年 9月 7日	第5期 自 2019年 9月 8日 至 2020年 3月 7日
営業収益		
有価証券売買等損益	25,759,188	6,191,994
営業収益合計	25,759,188	6,191,994
営業費用		
支払利息	72	141
受託者報酬	100,863	125,071
委託者報酬	252,087	312,633
その他費用	84,905	187,707
営業費用合計	437,927	625,552
営業利益又は営業損失（ ）	25,321,261	6,817,546
経常利益又は経常損失（ ）	25,321,261	6,817,546
当期純利益又は当期純損失（ ）	25,321,261	6,817,546
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,239,309	31,251,270
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,470,700	2,164,900
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,470,700	2,164,900
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	829,200
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	829,200
分配金	3,780,000	4,012,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,251,270	21,757,424

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４．その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 9月 8日から2020年 3月 7日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第4期 2019年 9月 7日現在	第5期 2020年 3月 7日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数 1,080,000口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 1,180,000口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,028.94円 (100口当たり純資産額) (102,894円)	２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,018.44円 (100口当たり純資産額) (101,844円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期 自 2019年 3月 8日 至 2019年 9月 7日	第5期 自 2019年 9月 8日 至 2020年 3月 7日																																																																		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>72円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>4,184,276円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>C</td><td>52,559円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>4,236,763円</td></tr><tr><td>経費</td><td>E</td><td>437,855円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>F=D-E</td><td>3,798,908円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>G</td><td>3,780,000円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>18,908円</td></tr><tr><td>口数</td><td>I</td><td>1,080,000口</td></tr><tr><td>100口当たり分配金</td><td>J=G/I×100</td><td>350円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	72円	親ファンドの配当等収益額	B	4,184,276円	分配準備積立金	C	52,559円	配当等収益合計額	D=A+B+C	4,236,763円	経費	E	437,855円	収益分配可能額	F=D-E	3,798,908円	収益分配金	G	3,780,000円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	18,908円	口数	I	1,080,000口	100口当たり分配金	J=G/I×100	350円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>141円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>4,663,132円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>C</td><td>18,908円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>4,681,899円</td></tr><tr><td>経費</td><td>E</td><td>625,411円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>F=D-E</td><td>4,056,488円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>G</td><td>4,012,000円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>44,488円</td></tr><tr><td>口数</td><td>I</td><td>1,180,000口</td></tr><tr><td>100口当たり分配金</td><td>J=G/I×100</td><td>340円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	141円	親ファンドの配当等収益額	B	4,663,132円	分配準備積立金	C	18,908円	配当等収益合計額	D=A+B+C	4,681,899円	経費	E	625,411円	収益分配可能額	F=D-E	4,056,488円	収益分配金	G	4,012,000円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	44,488円	口数	I	1,180,000口	100口当たり分配金	J=G/I×100	340円
項目																																																																			
当期配当等収益額	A	72円																																																																	
親ファンドの配当等収益額	B	4,184,276円																																																																	
分配準備積立金	C	52,559円																																																																	
配当等収益合計額	D=A+B+C	4,236,763円																																																																	
経費	E	437,855円																																																																	
収益分配可能額	F=D-E	3,798,908円																																																																	
収益分配金	G	3,780,000円																																																																	
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	18,908円																																																																	
口数	I	1,080,000口																																																																	
100口当たり分配金	J=G/I×100	350円																																																																	
項目																																																																			
当期配当等収益額	A	141円																																																																	
親ファンドの配当等収益額	B	4,663,132円																																																																	
分配準備積立金	C	18,908円																																																																	
配当等収益合計額	D=A+B+C	4,681,899円																																																																	
経費	E	625,411円																																																																	
収益分配可能額	F=D-E	4,056,488円																																																																	
収益分配金	G	4,012,000円																																																																	
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	44,488円																																																																	
口数	I	1,180,000口																																																																	
100口当たり分配金	J=G/I×100	340円																																																																	
2. その他費用	2. その他費用																																																																		

その他費用のうち24,319円は上場に係る費用、50,552円は対象指数についての商標使用料であります。

その他費用のうち112,766円は上場に係る費用、62,481円は対象指数についての商標使用料であります。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第4期 自 2019年 3月 8日 至 2019年 9月 7日	第5期 自 2019年 9月 8日 至 2020年 3月 7日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第4期 2019年 9月 7日現在	第5期 2020年 3月 7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2019年 3月 8日 至 2019年 9月 7日	第5期 自 2019年 9月 8日 至 2020年 3月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第4期 自 2019年 3月 8日 至 2019年 9月 7日	第5期 自 2019年 9月 8日 至 2020年 3月 7日
期首元本額 640,000,000円	期首元本額 1,080,000,000円
期中追加設定元本額 440,000,000円	期中追加設定元本額 160,000,000円
期中一部解約元本額 0円	期中一部解約元本額 60,000,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第4期 自 2019年 3月 8日 至 2019年 9月 7日	第5期 自 2019年 9月 8日 至 2020年 3月 7日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	26,097,861	4,881,597
合計	26,097,861	4,881,597

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年3月7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年3月7日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド	887,562,957	1,201,405,218	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 100.0%	887,562,957	1,201,405,218 100.0%	
	合計			1,201,405,218	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2020年 3月 7日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,223,254,300
国債証券	557,013,559,960
地方債証券	48,459,397,228
特殊債証券	63,199,285,369
社債証券	30,290,253,600
未収利息	1,853,152,507
前払費用	29,616,311
流動資産合計	706,068,519,275
資産合計	706,068,519,275
負債の部	

(2020年 3月 7日現在)

流動負債	
未払解約金	752,092,282
未払利息	7,603
流動負債合計	752,099,885
負債合計	752,099,885
純資産の部	
元本等	
元本	521,081,539,712
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	184,234,879,678
元本等合計	705,316,419,390
純資産合計	705,316,419,390
負債純資産合計	706,068,519,275

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2020年 3月 7日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3536円
(10,000口当たり純資産額)	(13,536円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年 9月 8日 至 2020年 3月 7日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 3月 7日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 3月 7日現在	
期首	2019年 9月 8日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	485,418,655,642円
同期中における追加設定元本額	71,210,225,956円
同期中における一部解約元本額	35,547,341,886円
期末元本額	521,081,539,712円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	498,924,003円
野村世界 6 資産分散投信（安定コース）	39,218,886,463円
野村世界 6 資産分散投信（分配コース）	17,238,135,395円
野村世界 6 資産分散投信（成長コース）	2,616,586,695円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5	353,046,077円
野村資産設計ファンド 2 0 2 0	342,814,567円
野村資産設計ファンド 2 0 2 5	291,961,443円
野村資産設計ファンド 2 0 3 0	213,077,232円
野村資産設計ファンド 2 0 3 5	106,656,650円
野村資産設計ファンド 2 0 4 0	159,528,433円
野村日本債券インデックスファンド	956,811,063円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	165,109,695,833円
のむラップ・ファンド（保守型）	12,720,383,653円
のむラップ・ファンド（普通型）	9,001,429,906円

のむラップ・ファンド（積極型）	1,133,662,178円
野村日本債券インデックス（野村SMA向け）	10,965,336,376円
野村資産設計ファンド2045	15,398,878円
野村円債投資インデックスファンド	1,075,526,385円
野村インデックスファンド・国内債券	3,259,321,625円
マイ・ロード	34,632,085,786円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,152,185,938円
野村ターゲットブライズ「日経225」（国内債券運用移行型）	23,118,313円
野村日本債券インデックス（野村SMA・EW向け）	14,730,923,080円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	932,083,839円
野村資産設計ファンド2050	19,406,369円
野村ターゲットデートファンド2016 2026 - 2028年目標型	18,068,573円
野村ターゲットデートファンド2016 2029 - 2031年目標型	4,716,096円
野村ターゲットデートファンド2016 2032 - 2034年目標型	2,906,811円
野村ターゲットデートファンド2016 2035 - 2037年目標型	1,732,960円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	888,633,609円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	188,265,741円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	53,862,136円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	25,594,023円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	65,711,036円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	12,198,844円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	15,187,948円
野村6資産均等バランス	1,296,315,766円
世界6資産分散ファンド	139,619,617円
野村資産設計ファンド2060	4,276,429円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI総合連動型上場投信	887,562,957円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	15,168,063,680円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	619,977,399円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	153,290,246円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,992,603,441円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1,351,675,659円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	20,386,377円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	10,643,066円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	770,812円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,753,128,823円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	13,689,909円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	102,181,127円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	79,765,421円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	338,270,929円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	320,086,209円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	770,318,571円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	184,357,532円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	717,244,976円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	1,788,913,071円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	33,202,619,005円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	39,714,417,407円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	14,079,681,781円

野村国内債券インデックスファンド・NOMURA - B P I 総合（確定拠出年金向け）	49,078,700,788円
マイバランスDC30	11,292,765,422円
マイバランスDC50	7,941,400,694円
マイバランスDC70	2,448,605,217円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA - B P I 総合	12,586,893,744円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	545,051,490円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,232,356,592円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	509,608,170円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	86,482,920円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	15,841,830円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	13,412,005円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	15,081,198円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	5,102,481円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	2,640,951円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	321,172,761円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	147,145,814円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	40,384,324円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	44,576,630円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	592,514円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年3月7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年3月7日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（2年）第402回	1,400,000,000	1,407,000,000	
		国庫債券 利付（2年）第403回	1,500,000,000	1,507,995,000	
		国庫債券 利付（2年）第406回	4,000,000,000	4,025,480,000	
		国庫債券 利付（5年）第128回	5,200,000,000	5,224,076,000	
		国庫債券 利付（5年）第129回	7,000,000,000	7,039,900,000	
		国庫債券 利付（5年）第130回	7,500,000,000	7,552,425,000	
		国庫債券 利付（5年）第131回	4,800,000,000	4,838,208,000	
		国庫債券 利付（5年）第132回	3,000,000,000	3,026,850,000	

国庫債券 利付（５年）第１３３回	6,200,000,000	6,262,496,000	
国庫債券 利付（５年）第１３４回	3,000,000,000	3,033,240,000	
国庫債券 利付（５年）第１３５回	4,500,000,000	4,554,315,000	
国庫債券 利付（５年）第１３６回	4,300,000,000	4,356,287,000	
国庫債券 利付（５年）第１３７回	6,000,000,000	6,082,440,000	
国庫債券 利付（５年）第１３８回	5,900,000,000	5,986,848,000	
国庫債券 利付（５年）第１３９回	4,400,000,000	4,469,036,000	
国庫債券 利付（５年）第１４０回	1,400,000,000	1,423,044,000	
国庫債券 利付（５年）第１４１回	4,000,000,000	4,068,840,000	
国庫債券 利付（４０年）第１回	2,360,000,000	3,693,942,800	
国庫債券 利付（４０年）第２回	900,000,000	1,373,139,000	
国庫債券 利付（４０年）第３回	900,000,000	1,386,351,000	
国庫債券 利付（４０年）第４回	1,300,000,000	2,024,152,000	
国庫債券 利付（４０年）第５回	1,200,000,000	1,814,688,000	
国庫債券 利付（４０年）第６回	1,300,000,000	1,945,541,000	
国庫債券 利付（４０年）第７回	1,400,000,000	2,023,952,000	
国庫債券 利付（４０年）第８回	1,500,000,000	2,035,935,000	
国庫債券 利付（４０年）第９回	2,650,000,000	2,718,476,000	
国庫債券 利付（４０年）第１０回	2,100,000,000	2,519,916,000	
国庫債券 利付（４０年）第１１回	1,900,000,000	2,220,492,000	
国庫債券 利付（４０年）第１２回	1,600,000,000	1,696,976,000	
国庫債券 利付（１０年）第３１６回	1,400,000,000	1,424,486,000	
国庫債券 利付（１０年）第３１７回	1,800,000,000	1,837,980,000	
国庫債券 利付（１０年）第３１８回	3,200,000,000	3,262,592,000	
国庫債券 利付（１０年）第３１９回	1,850,000,000	1,895,750,500	
国庫債券 利付（１０年）第３２０回	3,500,000,000	3,580,290,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２１回	3,200,000,000	3,283,616,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２２回	2,400,000,000	2,457,816,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２３回	1,700,000,000	1,746,070,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２４回	3,200,000,000	3,279,360,000	

国庫債券 利付（１０年）第３２５回	4,400,000,000	4,521,264,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２６回	2,100,000,000	2,158,023,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２７回	3,100,000,000	3,194,364,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２８回	5,000,000,000	5,136,000,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２９回	5,300,000,000	5,491,383,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３０回	3,800,000,000	3,948,580,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３１回	1,900,000,000	1,960,724,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３２回	5,400,000,000	5,584,896,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３３回	4,200,000,000	4,353,300,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３４回	7,600,000,000	7,894,956,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３５回	5,200,000,000	5,389,956,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３６回	1,700,000,000	1,765,994,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３７回	3,700,000,000	3,806,782,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３８回	3,700,000,000	3,831,276,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３９回	3,000,000,000	3,111,870,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４０回	4,200,000,000	4,366,656,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４１回	6,000,000,000	6,215,520,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４２回	2,750,000,000	2,820,125,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４３回	6,400,000,000	6,570,176,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４４回	5,800,000,000	5,962,516,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４５回	5,000,000,000	5,145,600,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４６回	4,900,000,000	5,051,606,000	

回			
国庫債券 利付（１０年）第３４７回	4,900,000,000	5,057,192,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４８回	4,600,000,000	4,747,292,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４９回	5,000,000,000	5,159,350,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５０回	5,850,000,000	6,035,094,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５１回	6,600,000,000	6,803,940,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５２回	4,800,000,000	4,944,336,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５３回	6,100,000,000	6,277,632,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５４回	4,350,000,000	4,469,973,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５５回	5,600,000,000	5,748,008,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５６回	4,400,000,000	4,510,748,000	
国庫債券 利付（３０年）第１回	500,000,000	642,045,000	
国庫債券 利付（３０年）第２回	200,000,000	250,644,000	
国庫債券 利付（３０年）第３回	160,000,000	199,560,000	
国庫債券 利付（３０年）第４回	900,000,000	1,189,485,000	
国庫債券 利付（３０年）第５回	150,000,000	188,214,000	
国庫債券 利付（３０年）第６回	700,000,000	900,795,000	
国庫債券 利付（３０年）第７回	600,000,000	771,138,000	
国庫債券 利付（３０年）第８回	100,000,000	123,028,000	
国庫債券 利付（３０年）第９回	265,000,000	312,824,550	
国庫債券 利付（３０年）第１０回	250,000,000	285,832,500	
国庫債券 利付（３０年）第１１回	160,000,000	195,867,200	
国庫債券 利付（３０年）第１２回	220,000,000	281,954,200	
国庫債券 利付（３０年）第１３回	290,000,000	368,674,100	
国庫債券 利付（３０年）第１４回	800,000,000	1,064,896,000	
国庫債券 利付（３０年）第１５回	900,000,000	1,214,406,000	
国庫債券 利付（３０年）第１６回	915,000,000	1,239,358,350	
国庫債券 利付（３０年）第１７回	1,200,000,000	1,613,832,000	
国庫債券 利付（３０年）第１８回	1,500,000,000	2,001,990,000	

国庫債券 利付（３０年）第１９回	1,600,000,000	2,141,104,000	
国庫債券 利付（３０年）第２０回	1,400,000,000	1,922,788,000	
国庫債券 利付（３０年）第２１回	1,400,000,000	1,884,428,000	
国庫債券 利付（３０年）第２２回	600,000,000	829,152,000	
国庫債券 利付（３０年）第２３回	840,000,000	1,164,853,200	
国庫債券 利付（３０年）第２４回	700,000,000	973,252,000	
国庫債券 利付（３０年）第２５回	500,000,000	681,005,000	
国庫債券 利付（３０年）第２６回	850,000,000	1,175,388,500	
国庫債券 利付（３０年）第２７回	1,550,000,000	2,185,376,000	
国庫債券 利付（３０年）第２８回	1,200,000,000	1,702,524,000	
国庫債券 利付（３０年）第２９回	1,500,000,000	2,114,325,000	
国庫債券 利付（３０年）第３０回	1,700,000,000	2,378,436,000	
国庫債券 利付（３０年）第３１回	1,600,000,000	2,220,368,000	
国庫債券 利付（３０年）第３２回	1,900,000,000	2,689,127,000	
国庫債券 利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	3,271,440,000	
国庫債券 利付（３０年）第３４回	2,100,000,000	2,962,554,000	
国庫債券 利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	3,164,501,000	
国庫債券 利付（３０年）第３６回	2,300,000,000	3,180,256,000	
国庫債券 利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	3,146,469,000	
国庫債券 利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	2,163,600,000	
国庫債券 利付（３０年）第３９回	1,600,000,000	2,205,088,000	
国庫債券 利付（３０年）第４０回	1,100,000,000	1,493,899,000	
国庫債券 利付（３０年）第４１回	1,500,000,000	2,006,265,000	
国庫債券 利付（３０年）第４２回	1,600,000,000	2,142,896,000	
国庫債券 利付（３０年）第４３回	1,300,000,000	1,743,495,000	
国庫債券 利付（３０年）第４４回	1,400,000,000	1,882,314,000	
国庫債券 利付（３０年）第４５回	1,700,000,000	2,206,209,000	
国庫債券 利付（３０年）第４６回	1,800,000,000	2,341,026,000	
国庫債券 利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	2,253,758,000	
国庫債券 利付（３０年）第４８回	1,900,000,000	2,430,271,000	
国庫債券 利付（３０年）第４９回	1,900,000,000	2,432,190,000	
国庫債券 利付（３０年）第５０回	1,600,000,000	1,810,640,000	
国庫債券 利付（３０年）第５１回	2,900,000,000	2,914,181,000	
国庫債券 利付（３０年）第５２回	1,900,000,000	2,005,716,000	
国庫債券 利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,837,819,000	
国庫債券 利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,926,967,000	

国庫債券 利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,702,005,000	
国庫債券 利付（３０年）第５６回	1,900,000,000	2,155,303,000	
国庫債券 利付（３０年）第５７回	1,600,000,000	1,816,816,000	
国庫債券 利付（３０年）第５８回	2,100,000,000	2,383,794,000	
国庫債券 利付（３０年）第５９回	1,600,000,000	1,773,776,000	
国庫債券 利付（３０年）第６０回	1,050,000,000	1,222,011,000	
国庫債券 利付（３０年）第６１回	1,200,000,000	1,330,704,000	
国庫債券 利付（３０年）第６２回	1,300,000,000	1,369,420,000	
国庫債券 利付（３０年）第６３回	2,200,000,000	2,256,166,000	
国庫債券 利付（３０年）第６４回	1,800,000,000	1,843,830,000	
国庫債券 利付（３０年）第６５回	600,000,000	614,718,000	
国庫債券 利付（２０年）第５１回	310,000,000	319,052,000	
国庫債券 利付（２０年）第５２回	100,000,000	103,665,000	
国庫債券 利付（２０年）第５３回	250,000,000	260,687,500	
国庫債券 利付（２０年）第５４回	100,000,000	104,454,000	
国庫債券 利付（２０年）第５５回	231,000,000	241,766,910	
国庫債券 利付（２０年）第５６回	120,000,000	126,283,200	
国庫債券 利付（２０年）第５７回	210,000,000	220,514,700	
国庫債券 利付（２０年）第５８回	180,000,000	190,038,600	
国庫債券 利付（２０年）第５９回	230,000,000	242,843,200	
国庫債券 利付（２０年）第６０回	780,000,000	816,987,600	
国庫債券 利付（２０年）第６１回	300,000,000	311,829,000	
国庫債券 利付（２０年）第６２回	440,000,000	455,888,400	
国庫債券 利付（２０年）第６３回	300,000,000	320,775,000	
国庫債券 利付（２０年）第６４回	400,000,000	431,280,000	
国庫債券 利付（２０年）第６５回	455,000,000	493,115,350	
国庫債券 利付（２０年）第６６回	300,000,000	323,985,000	
国庫債券 利付（２０年）第６７回	310,000,000	337,614,800	
国庫債券 利付（２０年）第６８回	290,000,000	319,379,900	
国庫債券 利付（２０年）第６９回	560,000,000	614,448,800	
国庫債券 利付（２０年）第７０回	540,000,000	602,850,600	
国庫債券 利付（２０年）第７１回	200,000,000	221,544,000	
国庫債券 利付（２０年）第７２回	670,000,000	743,398,500	
国庫債券 利付（２０年）第７３回	1,600,000,000	1,776,864,000	
国庫債券 利付（２０年）第７４回	900,000,000	1,003,851,000	
国庫債券 利付（２０年）第７５回	600,000,000	673,026,000	

国庫債券 利付（２０年）第７６回	910,000,000	1,011,465,000	
国庫債券 利付（２０年）第７７回	700,000,000	781,627,000	
国庫債券 利付（２０年）第７８回	800,000,000	893,736,000	
国庫債券 利付（２０年）第７９回	860,000,000	965,384,400	
国庫債券 利付（２０年）第８０回	900,000,000	1,015,110,000	
国庫債券 利付（２０年）第８１回	360,000,000	406,479,600	
国庫債券 利付（２０年）第８２回	820,000,000	930,486,800	
国庫債券 利付（２０年）第８３回	1,370,000,000	1,563,512,500	
国庫債券 利付（２０年）第８４回	1,200,000,000	1,362,444,000	
国庫債券 利付（２０年）第８５回	400,000,000	458,952,000	
国庫債券 利付（２０年）第８６回	1,400,000,000	1,623,538,000	
国庫債券 利付（２０年）第８７回	500,000,000	576,765,000	
国庫債券 利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,283,117,000	
国庫債券 利付（２０年）第８９回	470,000,000	545,232,900	
国庫債券 利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,749,930,000	
国庫債券 利付（２０年）第９１回	250,000,000	293,320,000	
国庫債券 利付（２０年）第９２回	1,550,000,000	1,808,214,500	
国庫債券 利付（２０年）第９３回	300,000,000	349,803,000	
国庫債券 利付（２０年）第９４回	200,000,000	234,640,000	
国庫債券 利付（２０年）第９５回	700,000,000	836,115,000	
国庫債券 利付（２０年）第９６回	400,000,000	471,820,000	
国庫債券 利付（２０年）第９７回	1,300,000,000	1,549,925,000	
国庫債券 利付（２０年）第９８回	300,000,000	355,362,000	
国庫債券 利付（２０年）第９９回	2,100,000,000	2,497,677,000	
国庫債券 利付（２０年）第１００回	1,520,000,000	1,827,404,800	
国庫債券 利付（２０年）第１０１回	250,000,000	304,662,500	
国庫債券 利付（２０年）第１０２回	500,000,000	611,800,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０３回	600,000,000	729,084,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０４回	400,000,000	479,292,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	2,285,358,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０６回	400,000,000	484,612,000	

国庫債券 利付（２０年）第１０７回	300,000,000	362,013,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０８回	1,600,000,000	1,902,096,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０９回	900,000,000	1,072,818,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１０回	1,100,000,000	1,331,440,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１１回	800,000,000	978,808,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１２回	1,800,000,000	2,185,344,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１３回	2,000,000,000	2,435,260,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１４回	1,700,000,000	2,075,666,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,230,890,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,357,708,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,713,782,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１８回	500,000,000	609,080,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１９回	800,000,000	957,912,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２０回	800,000,000	941,288,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２１回	1,700,000,000	2,059,771,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２２回	1,100,000,000	1,321,100,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２３回	1,500,000,000	1,855,680,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２４回	1,000,000,000	1,226,240,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２５回	900,000,000	1,127,097,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２６回	1,000,000,000	1,230,100,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,462,776,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２８回	1,800,000,000	2,200,734,000	

回			
国庫債券 利付（２０年）第１２９回	800,000,000	969,016,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３０回	1,400,000,000	1,700,468,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３１回	800,000,000	962,416,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,567,800,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３３回	1,400,000,000	1,704,976,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３４回	1,400,000,000	1,710,352,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３５回	700,000,000	846,720,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３６回	700,000,000	838,264,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,212,520,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３８回	800,000,000	950,304,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,200,200,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４０回	2,300,000,000	2,795,328,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	3,169,062,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,170,086,500	
国庫債券 利付（２０年）第１４３回	1,300,000,000	1,571,024,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,554,085,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４５回	2,300,000,000	2,815,591,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４６回	2,400,000,000	2,946,216,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４７回	4,200,000,000	5,108,628,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４８回	2,100,000,000	2,531,277,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４９回	2,350,000,000	2,837,225,500	

国庫債券 利付（２０年）第１５０回	3,830,000,000	4,579,339,500	
国庫債券 利付（２０年）第１５１回	2,500,000,000	2,919,750,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５２回	1,700,000,000	1,988,677,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５３回	2,450,000,000	2,905,651,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５４回	3,400,000,000	3,987,316,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５５回	2,800,000,000	3,199,000,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５６回	2,350,000,000	2,463,152,500	
国庫債券 利付（２０年）第１５７回	2,490,000,000	2,527,848,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５８回	2,800,000,000	2,977,324,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５９回	2,700,000,000	2,915,595,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６０回	2,300,000,000	2,522,617,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６１回	2,100,000,000	2,268,735,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６２回	1,700,000,000	1,836,969,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６３回	3,400,000,000	3,674,550,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６４回	2,600,000,000	2,764,606,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６５回	2,200,000,000	2,339,084,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６６回	2,300,000,000	2,528,114,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６７回	2,600,000,000	2,761,200,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６８回	3,300,000,000	3,443,055,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６９回	2,700,000,000	2,765,529,000	
国庫債券 利付（２０年）第１７０回	2,700,000,000	2,763,747,000	
国庫債券 利付（２０年）第１７１回	1,100,000,000	1,125,212,000	

	小計	回			
		メキシコ合衆国 第 2 2 回円貨社債 (2 0 1 6)	300,000,000	301,983,000	
		メキシコ合衆国 第 2 5 回円貨社債 (2 0 1 8)	100,000,000	100,430,000	
		銘柄数：258 組入時価比率：79.0%	498,966,000,000	557,013,559,960	79.8%
	合計			557,013,559,960	
地方債証券	日本円	東京都 公募第 7 0 3 回	100,000,000	101,838,000	
		東京都 公募第 7 0 7 回	100,000,000	101,831,000	
		東京都 公募第 7 0 8 回	100,000,000	102,108,000	
		東京都 公募第 7 1 0 回	100,000,000	101,925,000	
		東京都 公募第 7 1 2 回	100,000,000	102,034,000	
		東京都 公募第 7 1 5 回	100,000,000	102,207,000	
		東京都 公募第 7 1 6 回	200,000,000	204,470,000	
		東京都 公募第 7 3 1 回	100,000,000	102,730,000	
		東京都 公募第 7 3 6 回	100,000,000	102,482,000	
		東京都 公募第 7 4 5 回	300,000,000	308,955,000	
		東京都 公募第 7 6 0 回	100,000,000	100,496,000	
		東京都 公募第 7 6 1 回	100,000,000	100,692,000	
		東京都 公募第 7 6 9 回	500,000,000	508,775,000	
		東京都 公募第 7 7 8 回	100,000,000	101,340,000	
		東京都 公募 (3 0 年) 第 7 回	100,000,000	141,588,000	
		東京都 公募第 1 0 回	200,000,000	279,438,000	
		東京都 公募第 1 回	300,000,000	315,564,000	
		東京都 公募 (2 0 年) 第 3 回	200,000,000	218,586,000	
		東京都 公募第 7 回	100,000,000	112,173,000	
		東京都 公募 (2 0 年) 第 1 3 回	100,000,000	116,863,000	
		東京都 公募 (2 0 年) 第 1 6 回	200,000,000	235,100,000	
		東京都 公募 (2 0 年) 第 1 7 回	200,000,000	236,504,000	
		東京都 公募第 2 3 回	100,000,000	122,096,000	
		東京都 公募 (2 0 年) 第 2 6 回	100,000,000	120,194,000	
		北海道 公募平成 2 4 年度第 6 回	100,000,000	102,165,000	
		北海道 公募平成 2 4 年度第 9 回	100,000,000	102,178,000	
		北海道 公募平成 2 5 年度第 1 回	300,000,000	305,805,000	
		北海道 公募平成 2 6 年度第 1 3 回	100,000,000	102,418,000	
		北海道 公募平成 2 7 年度第 7 回	100,000,000	103,006,000	

北海道 公募平成 2 8 年度第 1 3 回	200,000,000	200,202,000	
北海道 公募平成 2 9 年度第 5 回	200,000,000	202,924,000	
北海道 公募平成 2 9 年度第 6 回	700,000,000	700,672,000	
北海道 公募平成 2 9 年度第 7 回	100,000,000	101,669,000	
北海道 公募平成 2 9 年度第 9 回	100,000,000	101,633,000	
宮城県 公募第 3 2 回 2 号	100,000,000	100,893,000	
神奈川県 公募第 1 8 4 回	100,000,000	101,356,000	
神奈川県 公募第 1 8 8 回	200,000,000	204,394,000	
神奈川県 公募第 1 9 6 回	100,000,000	102,170,000	
神奈川県 公募第 2 0 0 回	100,000,000	103,068,000	
神奈川県 公募第 2 0 5 回	100,000,000	102,847,000	
神奈川県 公募第 2 0 6 回	100,000,000	102,984,000	
神奈川県 公募第 2 1 0 回	200,000,000	204,724,000	
神奈川県 公募第 2 3 1 回	200,000,000	203,674,000	
神奈川県 公募（ 3 0 年）第 3 回	100,000,000	140,509,000	
神奈川県 公募第 7 回	300,000,000	347,388,000	
神奈川県 公募（ 2 0 年）第 1 4 回	100,000,000	119,675,000	
神奈川県 公募（ 2 0 年）第 1 7 回	200,000,000	242,900,000	
神奈川県 公募（ 2 0 年）第 2 6 回	100,000,000	118,828,000	
大阪府 公募第 3 5 6 回	100,000,000	101,991,000	
大阪府 公募第 3 7 8 回	104,000,000	106,892,240	
大阪府 公募第 3 8 1 回	100,000,000	102,900,000	
大阪府 公募第 3 8 2 回	100,000,000	102,922,000	
大阪府 公募第 3 8 3 回	100,000,000	103,066,000	
大阪府 公募第 3 8 4 回	100,000,000	103,027,000	
大阪府 公募第 3 8 7 回	300,000,000	307,614,000	
大阪府 公募第 3 8 9 回	100,000,000	102,678,000	
大阪府 公募第 4 1 7 回	102,000,000	103,978,800	
大阪府 公募第 4 2 3 回	100,000,000	101,520,000	
大阪府 公募第 4 2 9 回	179,000,000	181,923,070	
大阪府 公募第 4 5 2 回	100,000,000	100,253,000	
大阪府 公募第 5 回	100,000,000	121,100,000	
大阪府 公募第 8 回	100,000,000	120,318,000	
大阪府 公募（ 5 年）第 1 3 0 回	600,000,000	600,294,000	
大阪府 公募（ 5 年）第 1 3 7 回	1,024,000,000	1,024,778,240	
大阪府 公募（ 5 年）第 1 4 1 回	230,000,000	230,200,100	

京都府 公募平成 2 4 年度第 2 回	100,000,000	102,154,000	
京都府 公募平成 2 4 年度第 6 回	100,000,000	102,181,000	
京都府 公募平成 2 6 年度第 5 回	100,000,000	118,614,000	
京都府 公募平成 2 6 年度第 7 回	200,000,000	205,498,000	
京都府 公募（ 1 5 年）平成 2 7 年度第 8 回	100,000,000	107,600,000	
京都府 公募（ 2 0 年）平成 2 8 年度第 5 回	100,000,000	102,105,000	
京都府 公募平成 2 9 年度第 4 回	100,000,000	101,611,000	
兵庫県 公募平成 2 6 年度第 1 7 回	100,000,000	102,517,000	
兵庫県 公募平成 2 9 年度第 2 2 回	100,000,000	101,571,000	
兵庫県 公募（ 3 0 年）第 2 回	200,000,000	281,082,000	
兵庫県 公募（ 1 5 年）第 1 回	300,000,000	332,292,000	
兵庫県 公募（ 1 5 年）第 3 回	200,000,000	220,204,000	
兵庫県 公募（ 1 2 年）第 3 回	300,000,000	308,988,000	
兵庫県 公募第 2 回	100,000,000	117,961,000	
兵庫県 公募第 9 回	100,000,000	121,422,000	
兵庫県 公募（ 2 0 年）第 1 1 回	200,000,000	236,476,000	
兵庫県 公募（ 2 0 年）第 1 4 回	100,000,000	119,627,000	
兵庫県 公募（ 2 0 年）第 2 2 回	100,000,000	117,683,000	
静岡県 公募平成 2 4 年度第 5 回	100,060,000	102,147,251	
静岡県 公募平成 2 4 年度第 1 0 回	100,000,000	102,174,000	
静岡県 公募平成 2 5 年度第 5 回	101,000,000	104,297,650	
静岡県 公募平成 2 6 年度第 3 回	165,000,000	170,022,600	
静岡県 公募平成 2 6 年度第 8 回	100,000,000	102,759,000	
静岡県 公募平成 2 6 年度第 9 回	200,000,000	205,522,000	
静岡県 公募平成 2 7 年度第 1 1 回	115,400,000	116,346,280	
静岡県 公募平成 2 8 年度第 2 回	300,000,000	301,917,000	
静岡県 公募平成 2 9 年度第 3 回	100,000,000	101,378,000	
静岡県 公募（ 3 1 年）第 1 回	174,000,000	175,113,600	
静岡県 公募（ 1 5 年）第 5 回	200,000,000	218,764,000	
静岡県 公募（ 1 5 年）第 9 回	100,000,000	107,128,000	
静岡県 公募（ 2 0 年）第 1 1 回	100,000,000	118,800,000	
静岡県 公募（ 2 0 年）第 1 4 回	200,000,000	240,290,000	
静岡県 公募（ 2 0 年）第 1 8 回	100,000,000	118,759,000	
愛知県 公募平成 2 0 年度第 8 回	100,000,000	117,813,000	
愛知県 公募平成 2 3 年度第 1 9 回	100,000,000	102,058,000	

愛知県 公募平成 2 4 年度第 2 回	100,000,000	102,169,000	
愛知県 公募（ 2 0 年）平成 2 4 年度第 4 回	100,000,000	119,520,000	
愛知県 公募平成 2 4 年度第 8 回	150,000,000	153,222,000	
愛知県 公募（ 1 5 年）平成 2 4 年度第 1 4 回	400,000,000	441,328,000	
愛知県 公募平成 2 4 年度第 1 7 回	100,000,000	122,053,000	
愛知県 公募（ 3 0 年）平成 2 5 年度第 8 回	120,000,000	165,048,000	
愛知県 公募平成 2 6 年度第 8 回	100,000,000	133,551,000	
愛知県 公募平成 2 6 年度第 1 3 回	100,000,000	117,445,000	
愛知県 公募（ 1 5 年）平成 2 7 年度第 2 回	100,000,000	106,867,000	
愛知県 公募平成 2 7 年度第 1 5 回	100,000,000	102,906,000	
愛知県 公募平成 2 9 年度第 8 回	100,000,000	101,670,000	
愛知県 公募平成 2 9 年度第 9 回	100,000,000	101,291,000	
広島県 公募平成 2 4 年度第 4 回	100,000,000	102,296,000	
広島県 公募平成 2 5 年度第 3 回	200,000,000	205,982,000	
広島県 公募平成 2 6 年度第 5 回	109,650,000	111,644,533	
広島県 公募平成 2 9 年度第 4 回	211,300,000	215,171,016	
埼玉県 公募平成 2 4 年度第 4 回	300,000,000	306,231,000	
埼玉県 公募平成 2 5 年度第 4 回	100,000,000	103,245,000	
埼玉県 公募平成 2 5 年度第 6 回	148,000,000	152,465,160	
埼玉県 公募平成 2 5 年度第 1 0 回	100,000,000	102,830,000	
埼玉県 公募平成 2 5 年度第 1 1 回	100,000,000	102,824,000	
埼玉県 公募平成 2 6 年度第 3 回	100,000,000	102,992,000	
埼玉県 公募平成 2 6 年度第 6 回	200,000,000	205,430,000	
埼玉県 公募平成 2 6 年度第 7 回	400,000,000	409,956,000	
埼玉県 公募平成 2 6 年度第 9 回	100,000,000	102,341,000	
埼玉県 公募平成 2 7 年度第 9 回	100,000,000	101,643,000	
埼玉県 公募平成 2 8 年度第 5 回	100,000,000	100,499,000	
埼玉県 公募平成 3 0 年度第 4 回	200,000,000	203,334,000	
埼玉県 公募平成 3 0 年度第 7 回	200,000,000	200,442,000	
埼玉県 公募（ 1 5 年）第 3 回	100,000,000	104,118,000	
埼玉県 公募（ 2 0 年）第 6 回	100,000,000	119,238,000	
埼玉県 公募（ 2 0 年）第 1 6 回	100,000,000	115,917,000	
埼玉県 公募（ 2 0 年）第 2 0 回	100,000,000	107,144,000	

福岡県 公募平成 2 3 年度第 5 回	100,000,000	101,729,000	
福岡県 公募平成 2 6 年度第 1 回	100,000,000	102,995,000	
福岡県 公募平成 2 7 年度第 1 回	300,000,000	309,705,000	
福岡県 公募平成 2 9 年度第 1 回	100,000,000	101,683,000	
福岡県 公募平成 2 3 年度第 1 回	100,000,000	110,248,000	
福岡県 公募（ 1 5 年）令和元年度第 1 回	100,000,000	101,568,000	
福岡県 公募（ 3 0 年）平成 1 9 年度第 1 回	100,000,000	141,529,000	
福岡県 公募（ 3 0 年）平成 2 6 年度第 1 回	100,000,000	133,843,000	
福岡県 公募（ 3 0 年・定時償還）平成 2 9 年度第 2 回	100,000,000	114,589,000	
福岡県 公募（ 2 0 年）平成 2 0 年度第 2 回	100,000,000	117,900,000	
福岡県 公募（ 2 0 年）平成 2 4 年度第 2 回	100,000,000	119,082,000	
千葉県 公募平成 2 4 年度第 1 回	100,000,000	102,309,000	
千葉県 公募平成 2 4 年度第 2 回	100,000,000	102,087,000	
千葉県 公募平成 2 4 年度第 7 回	100,000,000	102,156,000	
千葉県 公募平成 2 4 年度第 8 回	100,000,000	102,523,000	
千葉県 公募平成 2 5 年度第 3 回	100,000,000	103,056,000	
千葉県 公募平成 2 5 年度第 4 回	100,000,000	103,245,000	
千葉県 公募平成 2 6 年度第 3 回	200,000,000	205,724,000	
千葉県 公募平成 2 8 年度第 4 回	200,000,000	201,522,000	
千葉県 公募平成 2 9 年度第 4 回	100,000,000	101,289,000	
千葉県 公募平成 2 9 年度第 8 回	100,000,000	101,621,000	
千葉県 公募（ 2 0 年）第 8 回	100,000,000	121,327,000	
千葉県 公募（ 2 0 年）第 1 6 回	200,000,000	239,502,000	
千葉県 公募（ 2 0 年）第 1 7 回	100,000,000	118,004,000	
群馬県 公募第 8 回	100,000,000	101,837,000	
群馬県 公募第 1 2 回	100,000,000	103,012,000	
群馬県 公募（ 2 0 年）第 3 回	100,000,000	119,579,000	
岐阜県 公募平成 2 6 年度第 1 回	186,670,000	191,749,290	
大分県 公募平成 2 3 年度第 1 回	902,000,000	917,406,160	
共同発行市場地方債 公募第 1 0 1 回	300,000,000	304,791,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 0 2	150,000,000	152,482,500	

回			
共同発行市場地方債 公募第 1 0 3 回	100,000,000	101,697,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 0 4 回	200,000,000	203,674,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 0 8 回	200,000,000	204,270,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 1 0 回	200,000,000	204,086,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 1 1 回	200,000,000	204,238,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 1 2 回	100,000,000	102,077,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 1 3 回	800,000,000	815,824,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 1 4 回	243,700,000	248,978,542	
共同発行市場地方債 公募第 1 1 5 回	100,000,000	102,191,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 1 6 回	200,000,000	204,524,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 1 8 回	100,000,000	102,523,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 1 9 回	200,000,000	204,962,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 2 0 回	300,000,000	306,552,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 2 1 回	100,000,000	101,902,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 2 2 回	400,000,000	408,448,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 2 4 回	300,000,000	309,633,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 2 6 回	100,000,000	103,026,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 2 8 回	700,000,000	718,263,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 2 9 回	100,000,000	102,860,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 3 0 回	100,000,000	103,118,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 3 2 回	100,000,000	102,842,000	

共同発行市場地方債 公募第 1 3 6 回	200,000,000	205,724,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 3 7 回	200,000,000	205,426,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 3 9 回	155,000,000	159,209,800	
共同発行市場地方債 公募第 1 4 3 回	540,000,000	553,149,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 4 5 回	1,000,000,000	1,022,450,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 5 6 回	200,000,000	201,524,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 5 7 回	300,000,000	301,950,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 6 1 回	300,000,000	301,740,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 7 2 回	600,000,000	611,178,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 8 4 回	100,000,000	101,431,000	
共同発行市場地方債 公募第 1 9 0 回	610,000,000	618,064,200	
共同発行市場地方債 公募第 1 9 1 回	100,000,000	101,140,000	
堺市 公募平成 2 2 年度第 1 回	100,000,000	119,945,000	
堺市 公募平成 2 6 年度第 1 回	100,000,000	130,151,000	
島根県 公募平成 2 8 年度第 3 回	100,000,000	100,063,000	
佐賀県 公募平成 2 8 年度第 1 回	100,000,000	100,753,000	
福島県 公募平成 2 6 年度第 1 回	200,000,000	205,080,000	
滋賀県 公募平成 2 5 年度第 1 回	100,000,000	102,581,000	
滋賀県 公募平成 2 6 年度第 1 回	142,000,000	145,606,800	
栃木県 公募平成 2 4 年度第 1 回	100,000,000	102,246,000	
栃木県 公募平成 2 5 年度第 1 回	100,000,000	102,581,000	
熊本市 公募平成 2 9 年度第 1 回	100,000,000	101,601,000	
新潟市 公募平成 2 5 年度第 1 回	233,200,000	239,962,800	
新潟市 公募平成 2 9 年度第 1 回	100,000,000	101,761,000	
奈良県 公募平成 2 8 年度第 1 回	100,000,000	100,063,000	
浜松市 公募平成 2 6 年度第 1 回	100,000,000	101,840,000	
大阪市 公募平成 2 5 年度第 6 回	100,000,000	102,731,000	
大阪市 公募平成 2 6 年度第 5 回	100,000,000	102,894,000	

大阪市 公募（５年）平成２８年度第５回	100,000,000	100,063,000	
大阪市 公募（１５年）第１回	100,000,000	111,332,000	
大阪市 公募（２０年）第１回	300,000,000	353,475,000	
大阪市 公募（２０年）第５回	100,000,000	121,027,000	
大阪市 公募（２０年）第６回	100,000,000	119,303,000	
大阪市 公募（２０年）第１７回	100,000,000	120,534,000	
名古屋市 公募第４７８回	100,000,000	102,223,000	
名古屋市 公募第４８１回	100,000,000	102,163,000	
名古屋市 公募第４８８回	300,000,000	308,715,000	
名古屋市 公募第５０３回	100,000,000	101,660,000	
名古屋市 公募第５０４回	200,000,000	203,326,000	
名古屋市 公募（１２年）第１回	200,000,000	211,262,000	
名古屋市 公募（１５年）第２回	100,000,000	108,419,000	
京都市 公募平成２３年度第４回	100,000,000	101,982,000	
京都市 公募平成２９年度第１回	100,000,000	101,746,000	
京都市 公募平成２９年度第４回	101,280,000	103,273,190	
京都市 公募（２０年）第２回	100,000,000	111,951,000	
京都市 公募（２０年）第６回	100,000,000	118,081,000	
京都市 公募（２０年）第１３回	100,000,000	117,418,000	
神戸市 公募平成２６年度第１７回	300,000,000	304,722,000	
神戸市 公募平成２８年度第１回	200,000,000	201,296,000	
横浜市 公募公債平成２４年度２回	200,000,000	204,422,000	
横浜市 公募公債平成２５年度１回	200,000,000	204,486,000	
横浜市 公募公債平成２５年度５回	200,000,000	205,154,000	
横浜市 公募公債平成２６年度５回	200,000,000	204,896,000	
横浜市 公募平成２８年度第５回	300,000,000	305,526,000	
横浜市 公募平成２９年度第３回	100,000,000	101,823,000	
横浜市 公募（３０年）第２回	200,000,000	269,354,000	
横浜市 公募（２０年）第１８回	100,000,000	120,041,000	
横浜市 公募（２０年）第２６回	100,000,000	121,327,000	
横浜市 公募（２０年）第３０回	100,000,000	117,556,000	
札幌市 公募（１５年）平成２３年度第９回	100,000,000	110,603,000	
札幌市 公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	120,622,000	
札幌市 公募（２０年）平成２４年	100,000,000	121,701,000	

	小計	度第 1 1 回			
		札幌市 公募平成 2 6 年度第 4 回	100,000,000	102,494,000	
		札幌市 公募平成 2 6 年度第 9 回	200,000,000	204,522,000	
		川崎市 公募第 8 5 回	100,000,000	102,095,000	
		川崎市 公募（ 2 0 年）第 1 7 回	100,000,000	118,408,000	
		川崎市 公募（ 2 0 年）第 1 9 回	100,000,000	117,349,000	
		北九州市 公募（ 2 0 年）第 3 回	200,000,000	235,274,000	
		北九州市 公募（ 2 0 年）第 1 4 回	100,000,000	120,173,000	
		福岡市 公募（ 2 0 年）平成 2 3 年度第 4 回	100,000,000	120,686,000	
		福岡市 公募平成 2 6 年度第 2 回	100,000,000	119,010,000	
		福岡市 公募平成 2 6 年度第 5 回	100,000,000	102,698,000	
		福岡市 公募平成 2 6 年度第 8 回	160,000,000	164,011,200	
		広島市 公募平成 2 6 年度第 2 回	100,000,000	102,392,000	
		広島市 公募平成 2 7 年度第 2 回	500,000,000	514,530,000	
		広島市 公募（ 1 0 年）平成 3 0 年度第 6 回	241,000,000	243,877,540	
		千葉市 公募平成 2 4 年度第 1 回	100,000,000	102,309,000	
		三重県 公募平成 2 4 年度第 1 回	140,660,000	143,744,673	
		三重県 公募平成 2 8 年度第 1 回	155,000,000	157,080,100	
		鹿児島県 公募（ 5 年）平成 2 8 年度第 1 回	100,000,000	100,060,000	
		福井県 公募平成 2 2 年度第 2 回	100,000,000	101,624,000	
		福井県 公募平成 2 4 年度第 4 回	100,000,000	101,558,000	
		福井県 公募平成 2 7 年度第 4 回	200,000,000	201,364,000	
		山梨県 公募平成 2 4 年度第 1 回	200,000,000	204,394,000	
		岡山県 公募平成 2 8 年度第 2 回	168,900,000	171,664,893	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第 9 6 回	100,000,000	119,553,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第 1 0 2 回	300,000,000	361,944,000	
		福岡北九州高速道路債券 第 1 1 7 回	100,000,000	118,857,000	
		福岡北九州高速道路債券 第 1 3 6 回	100,000,000	106,401,000	
		銘柄数：274	45,762,820,000	48,459,397,228	
		組入時価比率：6.9%		6.9%	
	合計			48,459,397,228	

特殊債券	日本円	フランス預金供託公庫 第4回円貨債券（2014）	100,000,000	103,584,000	
		新関西国際空港債券 政府保証第1回	151,000,000	154,192,140	
		新関西国際空港債券 政府保証第2回	191,000,000	196,938,190	
		新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	118,752,660	
		新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	109,439,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第22回	200,000,000	200,424,000	
		日本政策投資銀行債券 政府保証第22回	100,000,000	107,426,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第31回	300,000,000	306,186,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	109,267,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	305,694,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第96回	100,000,000	101,592,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第16回	102,000,000	104,255,220	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第19回	159,000,000	162,483,690	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第38回	1,500,000,000	1,502,430,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第42回	300,000,000	304,941,000	
		道路債券 財投機関債第17回	300,000,000	313,113,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4回	100,000,000	136,441,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8回	200,000,000	229,816,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第17回	100,000,000	115,528,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第23回	300,000,000	353,457,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	330,268,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	200,000,000	240,338,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	121,781,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第80回	100,000,000	102,000,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第84回	400,000,000	408,460,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第86回	200,000,000	203,922,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第89回	100,000,000	118,761,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第100回	200,000,000	204,548,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第102回	100,000,000	102,118,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第103回	350,000,000	418,355,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第105回	100,000,000	121,607,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第107回	100,000,000	103,179,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第116回	400,000,000	410,884,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第122回	100,000,000	102,988,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第123回	100,000,000	102,931,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第130回	200,000,000	205,160,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第134回	200,000,000	204,850,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第136回	200,000,000	205,674,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300,000,000	376,929,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100,000,000	127,683,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	108,051,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	114,143,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100,000,000	102,503,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,129,000	

券 財投機関債第 1 8 8 回			
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 9 2 回	200,000,000	241,142,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 9 7 回	200,000,000	241,754,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 9 9 回	200,000,000	244,110,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 0 6 回	200,000,000	242,754,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 1 4 回	200,000,000	239,652,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 2 3 回	100,000,000	135,947,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 3 7 回	840,000,000	854,574,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 4 9 回	140,000,000	142,717,400	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 5 5 回	100,000,000	101,935,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 5 7 回	140,000,000	142,814,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 6 3 回	1,000,000,000	1,021,280,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 6 5 回	100,000,000	132,190,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 6 8 回	100,000,000	102,133,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 6 9 回	100,000,000	119,441,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 0 回	218,000,000	222,617,240	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 1 回	100,000,000	118,583,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 2 回	300,000,000	403,206,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 3 回	200,000,000	204,470,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 5 回	200,000,000	204,470,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 8 0 回	200,000,000	204,420,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 8 2 回	900,000,000	923,229,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	121,166,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第189回	196,000,000	199,682,840	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第190回	400,000,000	408,564,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第193回	1,000,000,000	1,031,170,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第197回	272,000,000	280,497,280	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第207回	300,000,000	308,637,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第211回	137,000,000	140,940,120	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第213回	145,000,000	149,165,850	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第216回	100,000,000	119,053,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第217回	100,000,000	131,663,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第219回	100,000,000	119,103,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第220回	100,000,000	103,045,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第224回	100,000,000	131,804,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第225回	190,000,000	195,266,800	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第229回	630,000,000	647,627,400	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第234回	100,000,000	102,542,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第239回	500,000,000	575,295,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第261回	401,000,000	410,940,790	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第271回	151,000,000	151,697,620	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第297回	100,000,000	101,006,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第306回	403,000,000	409,040,970	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,466,000	

券 政府保証債第 3 1 5 回			
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 2 1 回	600,000,000	609,822,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 2 4 回	100,000,000	101,141,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 3 5 回	100,000,000	112,294,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 3 9 回	500,000,000	509,915,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 4 2 回	131,000,000	133,078,970	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 5 1 回	100,000,000	101,591,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 5 4 回	200,000,000	202,962,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 5 7 回	100,000,000	102,168,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第 1 3 回	130,000,000	137,654,400	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第 2 8 回	400,000,000	542,956,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第 3 3 回	100,000,000	137,919,000	
公営企業債券 3 0 年第 4 回財投機 関債	100,000,000	137,938,000	
地方公営企業等金融機構債券（ 2 0 年 ） 第 1 回	100,000,000	118,128,000	
地方公共団体金融機構債券 2 0 年 第 4 回	100,000,000	120,483,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 6 回	100,000,000	114,041,000	
地方公共団体金融機構債券 2 0 年 第 6 回	300,000,000	364,920,000	
地方公共団体金融機構債券 F 2 4 回	100,000,000	105,236,000	
地方公共団体金融機構債券（ 2 0 年 ） 第 1 0 回	300,000,000	351,960,000	
地方公共団体金融機構債券 第 2 7 回	300,000,000	304,737,000	
地方公共団体金融機構債券 第 2 8 回	500,000,000	508,475,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 0 4 回	100,000,000	106,652,000	

地方公共団体金融機構債券 F 1 0 6 回	100,000,000	105,186,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 2 2 回	100,000,000	110,390,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 3 7 回	604,000,000	617,040,360	
地方公共団体金融機構債券 第 3 7 回	400,000,000	408,164,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 3 8 回	194,000,000	198,072,060	
地方公共団体金融機構債券 F 1 3 2 回	500,000,000	530,340,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 3 9 回	100,000,000	102,081,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 0 回	101,000,000	103,223,010	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 1 回	102,000,000	104,249,100	
地方公共団体金融機構債券 第 4 1 回	600,000,000	613,200,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 2 回	100,000,000	104,982,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 5 回	200,000,000	210,770,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 7 回	100,000,000	109,301,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 2 回	108,000,000	110,489,400	
地方公共団体金融機構債券 第 4 2 回	100,000,000	102,271,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 3 回	202,000,000	206,409,660	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 4 回	145,000,000	148,700,400	
地方公共団体金融機構債券 第 4 4 回	100,000,000	102,371,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 5 回	223,000,000	228,728,870	
地方公共団体金融機構債券 F 1 6 0 回	100,000,000	108,653,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 8 回	500,000,000	510,570,000	
政保 地方公共団体金融機構債券	13,000,000	13,400,270	

第 4 9 回			
政保 地方公共団体金融機構債券 第 5 0 回	100,000,000	103,253,000	
地方公共団体金融機構債券 第 5 1 回	600,000,000	618,390,000	
地方公共団体金融機構債券 第 5 2 回	300,000,000	309,129,000	
地方公共団体金融機構債券（ 1 5 年 ） 第 2 回	200,000,000	220,346,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 5 6 回	591,000,000	609,527,850	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 5 9 回	116,000,000	119,477,680	
地方公共団体金融機構債券（ 2 0 年 ） 第 3 8 回	100,000,000	118,271,000	
地方公共団体金融機構債券 F 2 4 0 回	300,000,000	331,080,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 4 回	100,000,000	102,741,000	
地方公共団体金融機構債券 第 6 4 回	100,000,000	102,808,000	
地方公共団体金融機構債券（ 2 0 年 ） 第 3 9 回	100,000,000	117,436,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 5 回	400,000,000	411,092,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 9 回	320,000,000	327,545,600	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 2 回	189,000,000	194,475,330	
地方公共団体金融機構債券 第 7 4 回	300,000,000	308,937,000	
地方公共団体金融機構債券 第 7 7 回	100,000,000	102,919,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 8 回	509,000,000	521,557,030	
地方公共団体金融機構債券 第 7 9 回	400,000,000	411,856,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 （ 8 年 ） 第 5 回	500,000,000	504,570,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 3 回	116,000,000	116,539,400	
地方公共団体金融機構債券 第 9 5 回	200,000,000	203,332,000	

地方公共団体金融機構債券 第101回	400,000,000	407,760,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第108回	157,000,000	159,491,590	
政保 地方公共団体金融機構債券 第110回	100,000,000	101,475,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第113回	110,000,000	112,501,400	
公営企業債券（20年） 第2回財投機関債	100,000,000	104,120,000	
公営企業債券（20年） 第5回財投機関債	200,000,000	215,208,000	
公営企業債券（20年） 第19回財投機関債	100,000,000	116,304,000	
公営企業債券（20年） 第20回財投機関債	100,000,000	116,081,000	
公営企業債券（20年） 第24回財投機関債	100,000,000	118,631,000	
公営企業債券（20年） 第25回財投機関債	100,000,000	120,701,000	
首都高速道路 第17回	200,000,000	200,168,000	
都市再生債券 財投機関債第55回	100,000,000	101,702,000	
都市再生債券 財投機関債第96回	200,000,000	205,818,000	
都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	109,431,000	
都市再生債券 財投機関債第101回	100,000,000	108,769,000	
都市再生債券 財投機関債第109回	100,000,000	108,674,000	
都市再生債券 財投機関債第113回	300,000,000	324,054,000	
本州四国連絡橋債券 財投機関債第7回	100,000,000	111,922,000	
民間都市開発推進機構 政府保証第16回	360,000,000	369,925,200	
東京交通債券 第342回	200,000,000	210,960,000	
東京交通債券 第347回	157,000,000	169,718,570	
関西国際空港社債 財投機関債第32回	100,000,000	101,825,000	
福祉医療機構債券 第31回財投機関債	100,000,000	102,200,000	
中部国際空港債券 政府保証第18回	368,000,000	376,118,080	

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 3 回	200,000,000	232,154,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 8 回	100,000,000	107,707,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 4 2 回	100,000,000	109,957,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 4 9 回	100,000,000	120,831,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 5 9 回	100,000,000	119,717,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 7 3 回	100,000,000	101,659,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 7 5 回	100,000,000	121,577,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 7 7 回	300,000,000	333,414,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 7 8 回	100,000,000	121,542,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 7 9 回	100,000,000	101,694,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 8 6 回	200,000,000	203,318,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 9 0 回	200,000,000	222,086,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 2 0 回	100,000,000	120,718,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 2 3 回	100,000,000	120,226,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 2 8 回	100,000,000	141,064,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 3 2 回	200,000,000	217,476,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 3 7 回	100,000,000	110,805,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 4 3 回	100,000,000	110,210,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 7 7 回	250,000,000	257,232,500	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 9 8 回	300,000,000	303,909,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 2 3 回	100,000,000	102,761,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債	130,000,000	132,961,400	

第 2 4 4 回			
成田国際空港 第 1 0 回	100,000,000	101,733,000	
成田国際空港 第 1 3 回一般担保付	200,000,000	204,926,000	
成田国際空港 第 1 7 回	200,000,000	205,214,000	
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第 1 7 回	100,000,000	101,598,000	
商工債券 利付第 8 0 6 回い号	300,000,000	300,861,000	
商工債券 利付第 8 1 1 回い号	300,000,000	301,608,000	
商工債券 利付第 8 1 5 回い号	100,000,000	100,536,000	
商工債券 利付第 8 1 8 回い号	100,000,000	100,585,000	
商工債券 利付第 8 1 9 回い号	300,000,000	301,917,000	
しんきん中金債券 利付第 3 1 7 回	800,000,000	800,776,000	
しんきん中金債券 利付第 3 2 7 回	200,000,000	200,322,000	
しんきん中金債券 利付第 3 3 5 回	200,000,000	200,634,000	
商工債券 利付（ 3 年 ）第 2 2 3 回	500,000,000	501,000,000	
商工債券 利付（ 3 年 ）第 2 3 1 回	200,000,000	200,430,000	
商工債券 利付（ 3 年 ）第 2 3 6 回	500,000,000	500,510,000	
商工債券 利付（ 1 0 年 ）第 1 5 回	200,000,000	203,690,000	
国際協力機構債券 第 6 回財投機関 債	200,000,000	242,994,000	
東日本高速道路 第 3 6 回	200,000,000	200,232,000	
東日本高速道路 第 6 1 回	200,000,000	200,944,000	
中日本高速道路 第 6 3 回	100,000,000	103,308,000	
中日本高速道路 第 6 6 回	1,200,000,000	1,201,224,000	
西日本高速道路 第 2 0 回	200,000,000	205,558,000	
西日本高速道路 第 2 2 回	400,000,000	412,348,000	
西日本高速道路 第 2 3 回	100,000,000	102,672,000	
西日本高速道路 第 3 0 回	300,000,000	303,276,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券 財投機関債第 6 2 回	100,000,000	102,903,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券 財投機関債第 6 8 回	200,000,000	205,496,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券 財投機関債第 6 9 回	100,000,000	117,568,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券 財投機関債第 7 1 回	500,000,000	513,280,000	
貸付債権担保第 1 2 回住宅金融公庫 債券	32,016,000	32,292,938	

貸付債権担保第 1 9 回住宅金融公庫 債券	59,200,000	60,582,320	
貸付債権担保第 1 0 回住宅金融公庫 債券	59,562,000	59,615,605	
貸付債権担保第 5 回 S 種住宅金融公 庫債券	36,675,000	37,489,918	
貸付債権担保第 4 2 回住宅金融公庫 債券	40,572,000	42,622,103	
貸付債権担保第 7 回 S 種住宅金融公 庫債券	12,689,000	13,137,556	
貸付債権担保第 3 9 回住宅金融公庫 債券	27,396,000	28,477,320	
貸付債権担保第 4 0 回住宅金融公庫 債券	31,234,000	32,890,963	
貸付債権担保第 1 5 回住宅金融公庫 債券	35,238,000	36,057,283	
貸付債権担保第 3 2 回住宅金融公庫 債券	58,176,000	60,247,647	
貸付債権担保第 2 0 回住宅金融公庫 債券	60,140,000	61,807,682	
貸付債権担保第 4 4 回住宅金融公庫 債券	54,016,000	56,543,948	
貸付債権担保第 8 回住宅金融支援機 構債券	90,492,000	94,633,818	
貸付債権担保第 7 回住宅金融支援機 構債券	15,076,000	15,831,458	
貸付債権担保第 2 5 回住宅金融支援 機構債券	23,591,000	25,723,390	
貸付債権担保第 2 8 回住宅金融支援 機構債券	76,677,000	82,740,617	
貸付債権担保 S 種第 1 6 回住宅金融 支援機構債券	15,658,000	16,016,881	
貸付債権担保第 4 2 回住宅金融支援 機構債券	82,634,000	87,752,349	
貸付債権担保 S 種第 1 7 回住宅金融 支援機構債券	31,614,000	32,354,399	
貸付債権担保第 4 5 回住宅金融支援 機構債券	98,964,000	105,881,583	
貸付債権担保第 5 2 回住宅金融支援 機構債券	73,158,000	77,755,248	
貸付債権担保第 2 4 回住宅金融支援 機構債券	41,982,000	45,399,334	
貸付債権担保第 4 8 回住宅金融支援	92,469,000	98,879,875	

機構債券			
貸付債権担保第4 0 回住宅金融支援 機構債券	103,371,000	108,871,370	
貸付債権担保第6 2 回住宅金融支援 機構債券	139,269,000	147,130,735	
貸付債権担保第6 0 回住宅金融支援 機構債券	135,798,000	144,145,503	
貸付債権担保第6 1 回住宅金融支援 機構債券	87,484,000	92,533,576	
貸付債権担保第5 1 回住宅金融支援 機構債券	33,827,000	36,024,740	
貸付債権担保第4 3 回住宅金融支援 機構債券	79,816,000	85,249,075	
貸付債権担保第7 9 回住宅金融支援 機構債券	45,420,000	47,682,370	
貸付債権担保第8 1 回住宅金融支援 機構債券	97,172,000	102,134,574	
貸付債権担保第7 2 回住宅金融支援 機構債券	44,089,000	46,293,450	
貸付債権担保第2 2 回住宅金融公庫 債券	25,118,000	25,937,097	
貸付債権担保第7 0 回住宅金融支援 機構債券	132,468,000	140,076,961	
貸付債権担保第3 3 回住宅金融支援 機構債券	28,743,000	31,010,822	
貸付債権担保第3 4 回住宅金融支援 機構債券	30,871,000	33,372,168	
貸付債権担保第3 5 回住宅金融支援 機構債券	30,470,000	32,636,721	
貸付債権担保第4 6 回住宅金融支援 機構債券	32,720,000	35,037,884	
貸付債権担保第5 5 回住宅金融支援 機構債券	88,914,000	94,617,833	
貸付債権担保第5 6 回住宅金融支援 機構債券	126,522,000	134,582,716	
貸付債権担保第5 7 回住宅金融支援 機構債券	42,396,000	45,141,564	
貸付債権担保第7 6 回住宅金融支援 機構債券	85,408,000	90,096,045	
貸付債権担保S 種第3 回住宅金融公 庫債券	11,711,000	11,967,353	
貸付債権担保S 種第1 4 回住宅金融 支援機構債券	65,775,000	66,752,416	

貸付債権担保５種第１５回住宅金融 支援機構債券	26,916,000	27,311,396	
貸付債権担保第２３回住宅金融支援 機構債券	82,260,000	88,734,684	
貸付債権担保第３２回住宅金融支援 機構債券	82,407,000	88,593,293	
貸付債権担保第３９回住宅金融支援 機構債券	165,350,000	174,955,181	
貸付債権担保第５８回住宅金融支援 機構債券	89,684,000	95,451,578	
貸付債権担保第６４回住宅金融支援 機構債券	146,214,000	154,273,315	
貸付債権担保第７１回住宅金融支援 機構債券	127,953,000	134,235,492	
貸付債権担保第７３回住宅金融支援 機構債券	99,576,000	105,807,466	
貸付債権担保第７５回住宅金融支援 機構債券	84,814,000	89,686,564	
貸付債権担保第８３回住宅金融支援 機構債券	206,608,000	216,990,052	
貸付債権担保第８４回住宅金融支援 機構債券	357,231,000	374,671,017	
貸付債権担保第８８回住宅金融支援 機構債券	53,611,000	56,044,403	
貸付債権担保第８９回住宅金融支援 機構債券	56,245,000	58,872,203	
貸付債権担保第９０回住宅金融支援 機構債券	57,784,000	60,251,376	
貸付債権担保第９２回住宅金融支援 機構債券	120,122,000	124,487,233	
貸付債権担保第９３回住宅金融支援 機構債券	126,114,000	129,781,395	
貸付債権担保第９４回住宅金融支援 機構債券	67,853,000	70,573,905	
貸付債権担保第９６回住宅金融支援 機構債券	71,766,000	74,447,895	
貸付債権担保第９７回住宅金融支援 機構債券	212,343,000	221,337,849	
貸付債権担保第９８回住宅金融支援 機構債券	218,103,000	228,286,229	
貸付債権担保第９９回住宅金融支援 機構債券	145,702,000	152,367,866	
貸付債権担保第１００回住宅金融支	71,616,000	74,766,387	

援機構債券			
貸付債権担保第 1 0 1 回住宅金融支 援機構債券	71,679,000	75,032,143	
貸付債権担保第 1 1 5 回住宅金融支 援機構債券	258,516,000	263,588,083	
貸付債権担保第 1 1 6 回住宅金融支 援機構債券	173,340,000	177,541,761	
貸付債権担保第 1 1 7 回住宅金融支 援機構債券	174,472,000	178,449,961	
貸付債権担保第 1 1 8 回住宅金融支 援機構債券	87,417,000	89,466,928	
貸付債権担保第 1 1 9 回住宅金融支 援機構債券	174,994,000	178,999,612	
貸付債権担保第 1 2 0 回住宅金融支 援機構債券	88,359,000	90,080,233	
貸付債権担保第 1 2 1 回住宅金融支 援機構債券	88,611,000	90,515,250	
貸付債権担保第 1 2 3 回住宅金融支 援機構債券	89,808,000	91,926,570	
貸付債権担保第 1 2 5 回住宅金融支 援機構債券	360,568,000	368,093,054	
貸付債権担保第 1 2 6 回住宅金融支 援機構債券	272,001,000	277,878,941	
貸付債権担保第 1 2 8 回住宅金融支 援機構債券	181,682,000	185,475,520	
貸付債権担保第 1 2 9 回住宅金融支 援機構債券	183,410,000	187,753,148	
貸付債権担保第 1 3 4 回住宅金融支 援機構債券	187,604,000	191,166,599	
貸付債権担保第 1 3 5 回住宅金融支 援機構債券	93,987,000	95,768,993	
貸付債権担保第 1 3 6 回住宅金融支 援機構債券	94,372,000	96,511,413	
貸付債権担保第 1 4 0 回住宅金融支 援機構債券	95,513,000	97,258,022	
貸付債権担保第 1 4 2 回住宅金融支 援機構債券	289,470,000	293,476,264	
貸付債権担保第 1 4 4 回住宅金融支 援機構債券	290,763,000	295,008,139	
貸付債権担保第 1 5 0 回住宅金融支 援機構債券	495,410,000	497,817,692	
貸付債権担保第 1 5 2 回住宅金融支 援機構債券	199,774,000	202,676,716	

	小計	貸付債権担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	200,000,000	202,144,000	
		銘柄数：314	59,797,613,000	63,199,285,369	
		組入時価比率：9.0%		9.0%	
	合計			63,199,285,369	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第 1 4 回円貨社債	200,000,000	201,688,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第 2 9 回円貨社債	200,000,000	201,682,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第 3 1 回円貨社債	100,000,000	100,941,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 1 4 回円貨社債	100,000,000	101,290,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 1 回非上位円貨社債	200,000,000	201,500,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第 6 回円貨社債（ 2 0 1 4 ）	100,000,000	103,303,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第 1 5 回円貨社債（ 2 0 1 8 ）	100,000,000	100,284,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第 1 6 回円貨社債（ 2 0 1 8 ）	100,000,000	101,883,000	
		スタンダード・チャータード 第 3 回円貨社債（ 2 0 1 5 ）	100,000,000	101,745,000	
		エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第 2 回円	100,000,000	102,304,000	
		エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第 3 回円	100,000,000	104,916,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第 1 回円貨社債	100,000,000	100,707,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第 6 回円貨社債	100,000,000	100,644,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第 7 回円貨社債	100,000,000	100,209,000	
		サントナデル銀行 第 1 回円貨社債	100,000,000	100,471,000	
		フランス電力 第 4 回円貨社債（ 2 0 1 7 ）	100,000,000	104,519,000	
		現代キャピタル・サービスズ・インク 第 1 5 回円貨社債	200,000,000	202,128,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ 第 1 回円貨社債（ 2 0 1 7 ）	100,000,000	102,429,000	

ウエストバック・バンキング・コーポレーション 第12回円貨社	200,000,000	201,498,000	
オーストラリア・ニュージーランド銀行 第10回円貨社債	200,000,000	201,544,000	
ソシエテ・ジェネラル 第1回非上位円貨社債（2017）	100,000,000	100,469,000	
大和ハウス工業 第5回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,547,000	
大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,976,000	
森永乳業 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,258,000	
明治ホールディングス 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,160,000	
アサヒグループホールディングス 第8回特定社債間限定同順位特	100,000,000	100,677,000	
麒麟ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,862,000	
味の素 第24回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,926,000	
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	101,391,000	
三越伊勢丹ホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,471,000	
トヨタ紡織 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,394,000	
野村不動産ホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,847,000	
森ヒルズリート投資法人 第17回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	199,344,000	
森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,370,000	
東急不動産ホールディングス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,087,000	
東レ 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,846,000	
東レ 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,573,000	
日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,742,000	
王子ホールディングス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,024,000	
レンゴー 第18回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,620,000	

住友化学 第 5 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,444,000	
三井化学 第 4 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,598,000	
三井化学 第 4 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,388,000	
三菱ケミカルホールディングス 第 1 4 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,294,000	
三菱ケミカルホールディングス 第 2 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,647,000	
電通 第 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,140,000	
電通 第 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,951,000	
ツムラ 第 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,466,000	
第一三共 第 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,705,000	
ヤフー 第 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,246,000	
ヤフー 第 1 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,737,000	
楽天 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,423,000	
J Xホールディングス 第 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,959,000	
横浜ゴム 第 1 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,509,000	
ブリヂストン 第 1 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,266,000	
住友ゴム工業 第 2 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,765,000	
日本特殊陶業 第 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,121,000	
新日鐵住金 第 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,089,000	
新日鐵住金 第 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,440,000	
新日鐵住金 第 9 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	303,795,000	
神戸製鋼所 第 6 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,395,000	
ジェイ エフ イー ホールディン	100,000,000	102,384,000	

グス 第22回（JFEス保証			
ジェイ エフ イー ホールディングス 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,227,000	
DOWAホールディングス 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,186,000	
住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,548,000	
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	219,906,000	
三菱電機 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,505,000	
日本電産 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,322,000	
日本電産 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,092,000	
日本電気 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,337,000	
パナソニック 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,681,000	
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,322,000	
ソニー 第32回	200,000,000	201,344,000	
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,213,000	
三菱重工業 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,795,000	
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,283,000	
J A三井リース 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,324,000	
J A三井リース 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,726,000	
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第2回社債間限定	100,000,000	100,461,000	
トヨタ自動車 第14回社債間限定同等特約付	100,000,000	102,865,000	
アイシン精機 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,327,000	
楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,256,000	
ドンキホーテホールディングス 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,843,000	
ニコン 第20回特定社債間限定同	100,000,000	101,136,000	

順位特約付			
伊藤忠商事 第 5 9 回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	203,366,000	
丸紅 第 1 0 1 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,551,000	
豊田通商 第 1 8 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	105,072,000	
豊田通商 第 1 9 回社債間限定同順位 特約付	200,000,000	210,254,000	
三井物産 第 7 1 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	108,761,000	
住友商事 第 4 5 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	102,266,000	
住友商事 第 4 9 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	109,349,000	
住友商事 第 5 3 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	101,385,000	
高島屋 第 1 1 回社債間限定同順位 特約付	200,000,000	201,158,000	
丸井グループ 第 2 8 回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	201,970,000	
クレディセゾン 第 5 0 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	102,887,000	
クレディセゾン 第 5 1 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	102,908,000	
クレディセゾン 第 6 5 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	100,942,000	
イオン 第 2 0 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	102,391,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グルー プ 第 1 回劣後特約付	100,000,000	102,333,000	
りそなホールディングス 第 1 1 回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,921,000	
りそなホールディングス 第 2 0 回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,342,000	
三井住友トラスト・ホールディング ス 第 2 回劣後特約付	200,000,000	205,334,000	
みずほコーポレート銀行 第 8 回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	118,346,000	
東京三菱銀行 第 5 7 回特定社債間 限定同順位特約付	100,000,000	105,798,000	
三菱東京ＵＦＪ銀行 第 1 5 9 回特 定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,970,000	

三井住友フィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	300,000,000	306,138,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100,000,000	102,551,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	107,658,000	
三菱UFJ信託銀行 第9回劣後特約付	100,000,000	101,833,000	
三井住友信託銀行 第1回劣後特約付	300,000,000	309,831,000	
セブン銀行 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,240,000	
セブン銀行 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,041,000	
みずほフィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	200,000,000	204,636,000	
三井住友銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	101,883,000	
みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	116,849,000	
NTTファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,067,000	
トヨタファイナンス 第77回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,310,000	
トヨタファイナンス 第81回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,053,000	
リコーリース 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,197,000	
アコム 第76回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,050,000	
アコム 第77回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,318,000	
ジャックス 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,845,000	
ジャックス 第19回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,349,000	
日立キャピタル 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,604,000	
日立キャピタル 第57回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,130,000	
日立キャピタル 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,852,000	
日立キャピタル 第80回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,976,000	

三井住友ファイナンス&リース 第 2 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,380,000	
三菱ＵＦＪリース 第 5 2 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	101,264,000	
三菱ＵＦＪリース 第 6 2 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,727,000	
三菱ＵＦＪリース 第 7 3 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,640,000	
三菱ＵＦＪリース 第 7 5 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,280,000	
三菱ＵＦＪリース 第 3 0 回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,590,000	
大和証券グループ本社 第 2 3 回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	103,667,000	
三井不動産 第 7 1 回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	200,156,000	
三菱地所 第 5 6 回担保提供制限等 財務上特約無	100,000,000	105,438,000	
三菱地所 第 1 1 1 回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	102,239,000	
三菱地所 第 1 2 0 回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	100,717,000	
東京建物 第 2 5 回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	101,650,000	
ダイビル 第 1 9 回特定社債間限定 同順位特約付	100,000,000	101,123,000	
住友不動産 第 9 5 回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	103,396,000	
住友不動産 第 9 7 回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	206,288,000	
住友不動産 第 1 0 0 回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	102,982,000	
日本ビルファンド投資法人 第 1 3 回特定投資法人債間限定同順位	100,000,000	103,491,000	
野村不動産オフィスファンド投資法 人 第 7 回特定投資法人債間限	100,000,000	119,192,000	
積水ハウス・ＳＩレジデンシャル投 資法人 第 5 回特定投資法人債	100,000,000	102,965,000	
東武鉄道 第 1 0 2 回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	213,920,000	
相鉄ホールディングス 第 3 2 回相 模鉄道株式会社保証付	200,000,000	204,256,000	
東京急行電鉄 第 7 5 回社債間限定	100,000,000	102,092,000	

同順位特約付			
東京急行電鉄 第 8 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	111,945,000	
小田急電鉄 第 6 8 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	216,678,000	
小田急電鉄 第 7 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,948,000	
東日本旅客鉄道 第 1 9 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	209,298,000	
東日本旅客鉄道 第 3 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	110,606,000	
東日本旅客鉄道 第 5 7 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	238,918,000	
東日本旅客鉄道 第 7 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	117,582,000	
東日本旅客鉄道 第 1 0 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	109,734,000	
東日本旅客鉄道 第 1 0 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	122,320,000	
東日本旅客鉄道 第 1 3 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	120,391,000	
西日本旅客鉄道 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	115,767,000	
西日本旅客鉄道 第 1 5 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	350,304,000	
東海旅客鉄道 第 5 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	240,206,000	
東海旅客鉄道 第 7 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	112,912,000	
東海旅客鉄道 第 7 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	128,189,000	
東京地下鉄 第 2 2 回	100,000,000	101,095,000	
東京地下鉄 第 2 3 回	100,000,000	104,918,000	
東京地下鉄 第 2 4 回	100,000,000	113,829,000	
西武ホールディングス 第 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,482,000	
西日本鉄道 第 4 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,357,000	
名古屋鉄道 第 5 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,175,000	
日本通運 第 1 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,487,000	

日本通運 第 1 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,542,000	
日本郵船 第 3 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	111,531,000	
横浜高速鉄道 第 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,271,000	
九州旅客鉄道 第 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,660,000	
A N A ホールディングス 第 3 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,051,000	
澁澤倉庫 第 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,186,000	
K D D I 第 2 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,747,000	
K D D I 第 2 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,764,000	
東京電力 第 5 4 8 回	100,000,000	112,669,000	
東京電力 第 5 6 0 回	100,000,000	110,999,000	
中部電力 第 5 0 0 回	200,000,000	206,988,000	
中部電力 第 5 2 4 回	100,000,000	101,928,000	
中部電力 第 5 3 0 回	200,000,000	200,914,000	
関西電力 第 4 9 6 回	100,000,000	103,669,000	
関西電力 第 4 9 7 回	200,000,000	208,674,000	
関西電力 第 5 0 9 回	100,000,000	101,487,000	
関西電力 第 5 1 1 回	100,000,000	100,898,000	
関西電力 第 5 1 4 回	200,000,000	200,764,000	
関西電力 第 5 2 7 回	200,000,000	201,366,000	
中国電力 第 3 7 7 回	400,000,000	415,040,000	
中国電力 第 3 7 8 回	100,000,000	103,483,000	
中国電力 第 4 0 0 回	100,000,000	101,349,000	
中国電力 第 4 0 2 回	300,000,000	302,511,000	
北陸電力 第 3 0 1 回	100,000,000	103,406,000	
北陸電力 第 3 0 4 回	100,000,000	103,429,000	
北陸電力 第 3 0 7 回	100,000,000	105,817,000	
北陸電力 第 3 0 8 回	100,000,000	103,130,000	
北陸電力 第 3 2 6 回	100,000,000	103,911,000	
東北電力 第 4 7 3 回	100,000,000	100,670,000	
東北電力 第 4 7 5 回	100,000,000	103,264,000	

東北電力 第481回	200,000,000	207,336,000	
東北電力 第484回	100,000,000	104,110,000	
東北電力 第491回	100,000,000	101,827,000	
四国電力 第281回	200,000,000	207,494,000	
九州電力 第424回	300,000,000	312,831,000	
九州電力 第428回	105,000,000	108,834,600	
九州電力 第449回	200,000,000	203,560,000	
九州電力 第451回	100,000,000	101,920,000	
九州電力 第476回	100,000,000	101,145,000	
北海道電力 第321回	100,000,000	103,491,000	
北海道電力 第323回	100,000,000	109,281,000	
北海道電力 第338回	100,000,000	104,132,000	
電源開発 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,383,000	
電源開発 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,289,000	
電源開発 第40回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,372,000	
電源開発 第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,008,000	
電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,374,000	
電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,252,000	
東京電力パワーグリッド 第2回	100,000,000	101,034,000	
東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	102,194,000	
東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	304,539,000	
東京電力パワーグリッド 第14回	100,000,000	100,866,000	
東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	102,830,000	
東京瓦斯 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,670,000	
東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	134,260,000	
東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,385,000	
大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,642,000	
東邦瓦斯 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,124,000	
北海道瓦斯 第17回社債間限定同	100,000,000	100,621,000	

	順位特約付			
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	100,521,000	
	広島ガス 第13回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	101,427,000	
	東京都競馬 第3回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,256,000	
	ファーストリテイリング 第3回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,209,000	
	ファーストリテイリング 第4回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,524,000	
	ファーストリテイリング 第7回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,708,000	
	ソフトバンクグループ 第54回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,647,000	
小計	銘柄数：237	29,305,000,000	30,290,253,600	
	組入時価比率：4.3%		4.3%	
合計			30,290,253,600	
合計			698,962,496,157	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - B P I 総合連動型上場投信

2020年3月31日現在

資産総額	1,489,650,864円
負債総額	4,220,522円
純資産総額（ - ）	1,485,430,342円
発行済口数	1,480,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1,003.67円

（参考）国内債券NOMURA - B P I 総合 マザーファンド

2020年3月31日現在

資産総額	687,455,783,646円
負債総額	8,140,016,719円
純資産総額（ - ）	679,315,766,927円
発行済口数	509,213,794,132口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3340円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

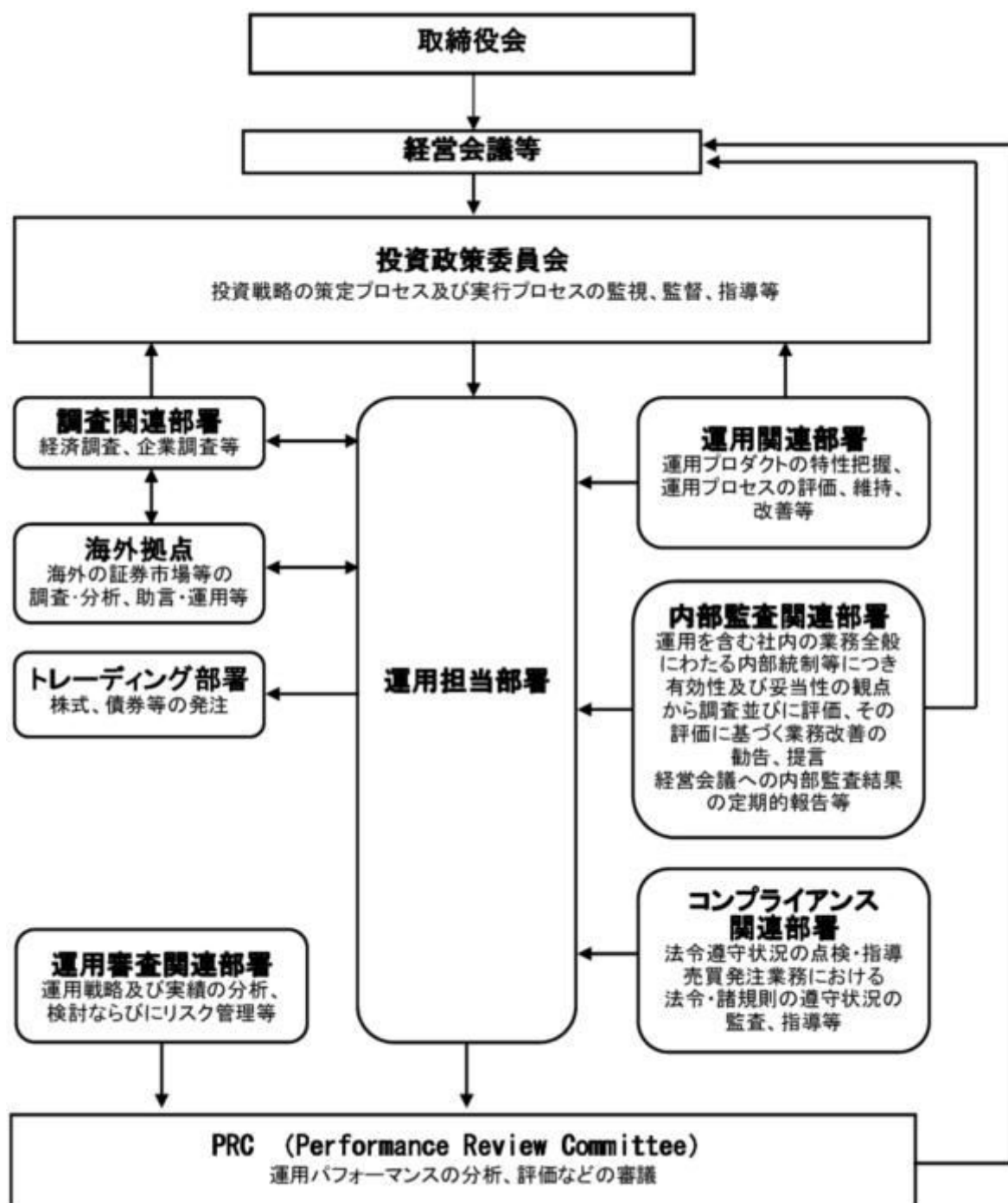
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,012	26,107,360
単位型株式投資信託	178	816,726
追加型公社債投資信託	14	5,451,259
単位型公社債投資信託	453	1,632,839
合計	1,657	34,008,185

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933
その他		181	269
貸倒引当金		15	15
流動資産計		102,937	98,917
固定資産			

有形固定資産			874		714
建物	2	348		320	
器具備品	2	525		393	
無形固定資産			7,157		6,438
ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		0		-	
投資損失引当金		-		707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	

その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,907		119,196
運用受託報酬			26,200		21,440
その他営業収益			338		355
営業収益計			142,447		140,992
営業費用					
支払手数料			45,252		42,675
広告宣伝費			1,079		1,210
公告費			0		0
調査費			30,516		30,082
調査費		5,830		5,998	
委託調査費		24,685		24,083	
委託計算費			1,376		1,311
営業雑経費			5,464		5,435
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4,293		4,286	
営業費用計			83,689		80,715
一般管理費					
給料			11,716		11,113
役員報酬		425		379	
給料・手当		6,856		7,067	
賞与		4,433		3,666	
交際費			132		107
旅費交通費			482		514
租税公課			1,107		1,048
不動産賃借料			1,221		1,223
退職給付費用			1,110		1,474
固定資産減価償却費			2,706		2,835
諸経費			9,131		10,115
一般管理費計			27,609		28,433
営業利益			31,148		31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	--

【 未適用の会計基準等 】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【 表示方法の変更に関する注記 】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 53 ア 合計 58	2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソ フ ト ウ エ 307 ア 合計 310
	3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

1．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

１．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469

	2,712
--	-------

非積立型制度の退職給付債務	3,369
---------------	-------

未積立退職給付債務	6,082
-----------	-------

未認識数理計算上の差異	5,084
-------------	-------

未認識過去勤務費用	220
-----------	-----

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
----------------------	-------

退職給付引当金	3,219
---------	-------

前払年金費用	2,001
--------	-------

貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
----------------------	-------

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
------	---------

利息費用	179
------	-----

期待運用収益	434
--------	-----

数理計算上の差異の費用処理額	598
----------------	-----

過去勤務費用の費用処理額	38
--------------	----

確定給付制度に係る退職給付費用	1,255
-----------------	-------

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
----	-----

株式	41%
----	-----

生保一般勘定	12%
--------	-----

その他	0%
-----	----

合計	100%
----	------

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	0.4%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.5%
-----------	------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,434</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>910</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>417</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>409</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>-</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>207</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>169</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>107</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>566</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,543</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>735</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,808</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td><td>5</td></tr> <tr> <td> 前払年金費用</td><td>728</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>733</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>3,074</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,434	退職給付引当金	910	投資有価証券評価減	417	未払事業税	409	投資損失引当金	-	ゴルフ会員権評価減	207	時効後支払損引当金	169	減価償却超過額	171	子会社株式売却損	148	未払社会保険料	107	その他	566	繰延税金資産小計	4,543	評価性引当額	735	繰延税金資産合計	3,808	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	5	前払年金費用	728	繰延税金負債合計	733	繰延税金資産の純額	3,074	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,175</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>998</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>708</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>288</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>219</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>192</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>172</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>82</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>466</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,625</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,295</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,329</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td><td>15</td></tr> <tr> <td> 前払年金費用</td><td>620</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>635</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>2,694</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,175	退職給付引当金	998	投資有価証券評価減	708	未払事業税	288	投資損失引当金	219	ゴルフ会員権評価減	192	時効後支払損引当金	172	減価償却超過額	171	子会社株式売却損	148	未払社会保険料	82	その他	466	繰延税金資産小計	4,625	評価性引当額	1,295	繰延税金資産合計	3,329	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	15	前払年金費用	620	繰延税金負債合計	635	繰延税金資産の純額	2,694
繰延税金資産	百万円																																																																																
賞与引当金	1,434																																																																																
退職給付引当金	910																																																																																
投資有価証券評価減	417																																																																																
未払事業税	409																																																																																
投資損失引当金	-																																																																																
ゴルフ会員権評価減	207																																																																																
時効後支払損引当金	169																																																																																
減価償却超過額	171																																																																																
子会社株式売却損	148																																																																																
未払社会保険料	107																																																																																
その他	566																																																																																
繰延税金資産小計	4,543																																																																																
評価性引当額	735																																																																																
繰延税金資産合計	3,808																																																																																
繰延税金負債																																																																																	
その他有価証券評価差額金	5																																																																																
前払年金費用	728																																																																																
繰延税金負債合計	733																																																																																
繰延税金資産の純額	3,074																																																																																
繰延税金資産	百万円																																																																																
賞与引当金	1,175																																																																																
退職給付引当金	998																																																																																
投資有価証券評価減	708																																																																																
未払事業税	288																																																																																
投資損失引当金	219																																																																																
ゴルフ会員権評価減	192																																																																																
時効後支払損引当金	172																																																																																
減価償却超過額	171																																																																																
子会社株式売却損	148																																																																																
未払社会保険料	82																																																																																
その他	466																																																																																
繰延税金資産小計	4,625																																																																																
評価性引当額	1,295																																																																																
繰延税金資産合計	3,329																																																																																
繰延税金負債																																																																																	
その他有価証券評価差額金	15																																																																																
前払年金費用	620																																																																																
繰延税金負債合計	635																																																																																
繰延税金資産の純額	2,694																																																																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>3.4%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>1.8%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>29.3%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%	タックスヘイブン税制	1.8%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>5.6%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>2.6%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.6%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.3%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>29.1%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	タックスヘイブン税制	2.6%	外国税額控除	0.6%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	その他	1.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																												
法定実効税率	31.0%																																																																																
(調整)																																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%																																																																																
タックスヘイブン税制	1.8%																																																																																
外国税額控除	0.2%																																																																																
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%																																																																																
その他	0.4%																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%																																																																																
法定実効税率	31.0%																																																																																
(調整)																																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%																																																																																
タックスヘイブン税制	2.6%																																																																																
外国税額控除	0.6%																																																																																
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%																																																																																
その他	1.3%																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																																																																

セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1 株当たり純資産額	16,714円33銭	1 株当たり純資産額	16,882円89銭
1 株当たり当期純利益	4,822円68銭	1 株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2019年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,212
金銭の信託		42,268
有価証券		5,800
未収委託者報酬		25,161
未収運用受託報酬		4,788
その他		957
貸倒引当金		15
流動資産計		81,173
固定資産	1	
有形固定資産		679
無形固定資産		5,940
ソフトウェア		5,939
その他		0
投資その他の資産		17,485
投資有価証券		1,362
関係会社株式		12,869
前払年金費用		1,736
繰延税金資産		2,096
その他		420
投資損失引当金		999
固定資産計		24,105
資産合計		105,278

		2019年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,888
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		7,472
関係会社未払金		3,649
その他未払金	2	739
未払費用		9,291
未払法人税等		1,661
賞与引当金		2,294
その他		181
流動負債計		25,317
固定負債		
退職給付引当金		3,267
時効後支払損引当金		565
固定負債計		3,832
負債合計		29,150
(純資産の部)		
株主資本		76,122
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		45,212
利益準備金		685
その他利益剰余金		44,527
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,920
評価・換算差額等		6
その他有価証券評価差額金		6
純資産合計		76,128

負債・純資産合計		105,278
----------	--	---------

中間損益計算書

		自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		58,947
運用受託報酬		8,401
その他営業収益		158
営業収益計		67,507
営業費用		
支払手数料		20,298
調査費		13,552
その他営業費用		3,856
営業費用計		37,706
一般管理費	1	14,394
営業利益		15,406
営業外収益	2	5,561
営業外費用	3	27
経常利益		20,940
特別利益	4	44
特別損失	5	410
税引前中間純利益		20,574
法人税、住民税及び事業税		5,116
法人税等調整額		610
中間純利益		14,847

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
		資本剰余金		利益剰余金	
				その他利益剰余金	株 主

	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	資本 合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当中間期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
中間純利益							14,847	14,847	14,847
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	10,802	10,802	10,802
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,920	45,212	76,122

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当中間期変動額			
剰余金の配当			25,650
中間純利益			14,847
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	27	27	27
当中間期変動額合計	27	27	10,830
当中間期末残高	6	6	76,128

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2019年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	3,881百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	38百万円
無形固定資産	1,145百万円

2	営業外収益のうち主要なもの		
	受取配当金	4,936百万円	
	金銭信託運用益	433百万円	
3	営業外費用のうち主要なもの		
	時効後支払損引当金繰入	10百万円	
	為替差損	6百万円	
4	特別利益の内訳		
	投資有価証券等売却益	1百万円	
	株式報酬受入益	43百万円	
5	特別損失の内訳		
	投資有価証券等評価損	119百万円	
	投資損失引当金繰入額	291百万円	

中間株主資本等変動計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日				
1	発行済株式に関する事項			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	-	-
				当中間会計期間末 5,150,693株
2	配当に関する事項			
	配当金支払額			
	2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		25,650百万円	
	(2) 1株当たり配当額		4,980円	
	(3) 基準日		2019年3月31日	
	(4) 効力発生日		2019年6月28日	

金融商品関係

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,212	2,212	-
(2)金銭の信託	42,268	42,268	-
(3)未収委託者報酬	25,161	25,161	-
(4)未収運用受託報酬	4,788	4,788	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,800	5,800	-
資産計	80,231	80,231	-
(6)未払金	11,888	11,888	-

未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,472	7,472	-
関係会社未払金	3,649	3,649	-
その他未払金	739	739	-
(7)未払費用	9,291	9,291	-
(8)未払法人税等	1,661	1,661	-
負債計	22,841	22,841	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,362百万円、関係会社株式12,869百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（2019年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

３．その他有価証券(2019年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	5,800	5,800	-
小計	5,800	5,800	-
合計	5,800	5,800	-

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

１ 株当たり情報

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日

1株当たり純資産額	14,780円24銭
-----------	------------

1株当たり中間純利益	2,882円67銭
------------	-----------

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	14,847百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	14,847百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2020年3月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	83,140百万円	

* 2020年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年12月 4日	有価証券届出書

2019年12月 4日	有価証券報告書
-------------	---------

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年4月17日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大久保 照 代
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信の2019年9月8日から2020年3月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信の2020年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井雄一郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。